

# 佐野市国土強靱化地域計画 令和 8 年度 アクションプラン

—協働で築く安全・安心な未来 災害に強いまちづくり—

令和 8(2026)年4月  
(令和8(2026)年5月改訂)  
栃木県佐野市

---

## 目次

---

---

第1章 基本事項 .....	1
1. アクションプランの位置づけ .....	1
2. 計画期間 .....	3
第2章 アクションプラン .....	4
1. アクションプランの構成 .....	4
2. 施策の推進及び進捗管理 .....	5
3. アクションプラン実行のための関係府省庁の支援 .....	5
4. KPI(重要業績指標)の設定 .....	7
5. 事業一覧 .....	15

# 第1章 基本事項

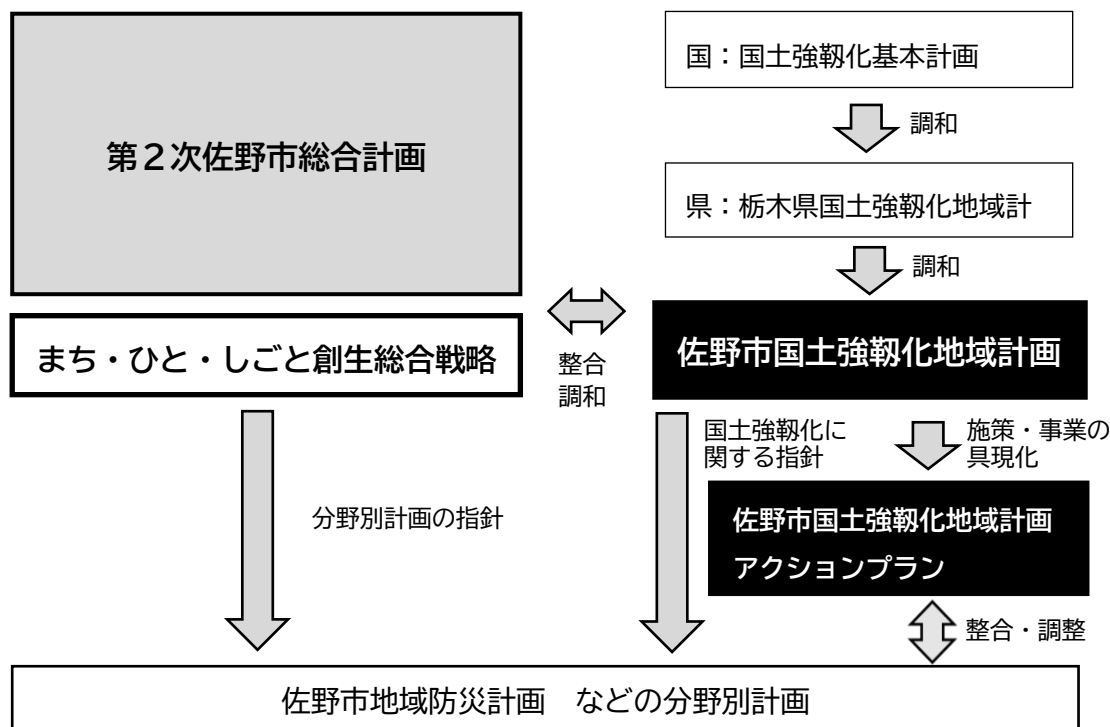
## 1. アクションプランの位置づけ

佐野市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)の着実な推進を図るため、本計画の第6章に基づき、重要業績指標(KPI)の最新状況と、施策分野ごとのより具体的な取組内容を明らかにした「佐野市国土強靱化地域計画アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)を定め、個別施策の進捗管理を行います。

アクションプランにおいては、数値目標の進捗管理だけでなく、施策の進捗を踏まえ現状課題の把握、取組の見直し等を行います。

このアクションプランを検証することにより、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行い、第2次佐野市総合計画や佐野市地域防災計画をはじめとした各種計画における施策と整合・調整を図りながら、漏れのない強靱化の取組を推進していきます。

### ■佐野市国土強靱化地域計画アクションプランと他計画との位置づけ



【佐野市の事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

事前に備えるべき目標	No.	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊、大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	1-3	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
	1-4	暴風や暴風雪・豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	大規模な自然災害と感染症との同時発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断、用水供給途絶等に伴う社会経済活動への甚大な影響
	4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

※網掛けは、優先的に取り組む施策抽出に係るリスクシナリオ

## 2. 計画期間

本アクションプランは、本計画の実施計画の位置づけとして、計画期間である令和2(2020)年度から令和 11(2029)年度までの 10 年間のうち、第2次佐野市総合計画後期基本計画との整合を図り、令和 8(2026)年度から令和 11(2029)年度の期間において取り組むべき事業を施策分野、施策項目、推進方針ごとに整理したものです。

毎年度、各施策の進捗状況、行政需要、財政状況及び災害発生状況等に対応するため、ローリング方式により見直しを図るものとします。

## 第2章 アクションプラン

### 1. アクションプランの構成

アクションプランの記載事項は「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するためのプログラムごとに、以下の表形式で示します。

- ①施策分野
- ②施策項目
- ③推進方針
- ④事業名
- ⑤担当部署
- ⑥関連事態(対応するリスクシナリオ)
- ⑦事業概要
- ⑧R8における取組
- ⑨R9における取組
- ⑩R10における取組
- ⑪R11における取組
- ⑫関連する計画(佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略)
- ⑬備考(補助金・交付金の活用状況)

表1 アクションプランの記載事項

施策分野	①
施策項目	②
推進方針	③

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬

## 2. 施策の推進及び進捗管理

本計画の実効性を確保するために、各種施策の推進にあたっては、分野別計画と連携を図りながら計画的に推進します。

施策分野ごとに表形式で整理したアクションプランは、「5. 事業一覧」のとおりです。

本計画の理念を具現化するためには、推進方針に従い、アクションプランに位置づけた各施策・事業の達成度を評価し、一定の期間において見直すことが必要となります。

そのため、取組状況の確認など進行管理を実施するほか、今後、社会経済情勢の変化や、災害により新たな教訓・課題が生じた場合は、それらを的確に捉え施策・事業内容の見直しを行い、アクションプランに反映します。

## 3. アクションプラン実行のための関係府省庁の支援

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対しては、関係府省庁による支援がなされることとされている。このため、アクションプランに記載の事業の実施に当たっては必要に応じて対象となる交付金・補助金の活用を検討するものとする。

なお、検討にあたっては、内閣官房国土強靱化推進室が公表している「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等について(令和8年1月時点)」などを参考に検討するものとする。

■佐野市国土強靱化地域計画の施策分野

施策分野	施策項目	推進方針
A 行政機能／防災・消防	(1)行政機能	①防災拠点機能の確保
		②業務継続体制の整備
		③情報の収集・伝達体制の確保
		④相互応援体制の整備
		⑤帰宅困難者対策
		⑥原子力災害対策の推進
	(2)防災・消防	①物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備
		②消防広域応援体制の整備
		③首都直下地震等への対応
		④火災予防に関する啓発活動
		⑤地域の消防力の確保
		⑥消防施設等の整備
		⑦避難所対策
		B 住宅・都市・土地利用
②空き家対策		
(2)都市	①市街地整備	
	②公園等施設整備	
	③上水道施設の耐震化	
	④下水道施設の耐震化	
(3)土地利用	①産業用地の整備	
	②適正な土地利用の推進	
	③地籍調査の推進	
	④地籍調査の推進	
C 保健医療・福祉・教育	(1)保健医療	①救急医療体制の充実
		②地域医療の推進
		③医療機関におけるライフラインの確保
		④感染症予防対策
	(2)福祉	①福祉・介護等との連携強化
	(3)教育	①学校施設等整備
		②児童生徒の安全対策
		③文化スポーツ施設整備
		④文化財保護

施策分野	施策項目	推進方針	
D 産業・農林業・エネルギー	(1)産業	①リスク分散を重視した企業立地等の促進	
		②企業の業務継続体制の強化	
		③商業・観光における災害対応	
	(2)農林業	①農林業生産基盤等の災害対応力の強化	
		②森林の適切な整備・保全	
		③農林道の整備	
(3)エネルギー	①エネルギーの安定供給 ②ライフラインの災害対応力の強化		
E 情報通信・交通・物流	(1)情報通信	①市民等への災害情報の伝達	
		②電源の確保	
	(2)交通・物流	①道路の防災・減災対策及び耐震化	
		②緊急輸送体制の整備	
		③地域交通環境の整備	
		④孤立可能性地区における対策の推進	
		⑤道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保	
		⑥自転車活用の推進	
	F 国土保全・環境	(1)国土保全	①総合的な治水対策
			②総合的な土砂災害対策
(2)環境		①災害廃棄物の処理体制の整備	
		②有害物質等の拡散・流出対策 ③下水処理施設の整備	
G 地域防災	(1)地域防災	①防災意識の高揚、防災教育の実施	
		②地域防災力の向上	
	(2)地域防犯	①防犯体制の強化	
	(3)地域福祉	①要配慮者対策	
	(4)地域活動	①ボランティアの活動体制の強化	
		②外国人対応	

#### 4. KPI(重要業績指標)の設定

設定されたKPI(重要業績指標)により、本計画の進捗管理を行います。KPIは、各施策項目の達成度や進捗度を把握するために設定したものととなります。  
第2次佐野市総合計画との整合を図り、目標年度を令和11年度と据え、その間の達成状況についても、毎年確認します。

重要業績指標(KPI)	担当課	現状値 (H30)	目標値(R3)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)	目標値(R10)	目標値(R11)	備考
			実績(R3)	実績(R7)	実績(R8)	実績(R9)	実績(R10)	実績(R11)	
<b>施策分野</b>	<b>A 行政機能/防災・消防</b>								
<b>施策項目</b>	<b>(1)行政機能</b>								
自治体及び民間企業等との災害協定の締結数	危機管理課	76	95	106	124	128	132	136	
			91	119					
相互応援に関する自治体等との災害協定の締結数	危機管理課	27 (現状値 R4)	-	30	30	30	30	30	
			27	29					
<b>施策項目</b>	<b>(2)防災・消防</b>								
消防団員の充足率	消防本部 総務課	92.70%	98.0%	98.0%	98.5%	99.0%	99.5%	100.0%	
			88.8%	77.4%					
消防職員に占める救急救命士資格取得率	消防本部 総務課	30.9% (現状値 R2)	-	36.0%	37.0%	38.0%	39.0%	40.0%	
			32.0%	36.0%					
救急講習実施回数(年間)	消防本部 警防課	74回	80回	160回	165回	167回	169回	171回	
			86回	166回					
公設耐震性防火水槽設置数(累計)	消防本部 警防課	63箇所 (現状値 R2)	-	69箇所	70箇所	71箇所	72箇所	73箇所	
			63箇所	70箇所					
防災倉庫の設置数	危機管理課	22箇所	23箇所	23箇所	30箇所	36箇所	36箇所	36箇所	
			22箇所	24箇所					
最低必要食糧充足率 【備蓄食数/目標備蓄食数】	危機管理課	100%	100%	100%	80%	90%	100%	100%	
			100%	73%					
住宅用火災警報器の設置率	消防本部 予防課	68%	80%	80%	82%	83%	84%	85%	
			78%	84%					

重要業績指標(KPI)	担当課	現状値(H30)	目標値(R3)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)	目標値(R10)	目標値(R11)	備考
			実績(R3)	実績(R7)	実績(R8)	実績(R9)	実績(R10)	実績(R11)	
施策分野	B 住宅・都市・土地利用								
施策項目	(1)住宅								
老朽危険空き家の解消件数(累計)	建築住宅課	39棟	129棟	274棟	280棟	315棟	350棟	385棟	
			134棟	245棟					
空き家バンク成約件数(年間)	建築住宅課	9件	20件	22件	22件	22件	22件	22件	
			22件	21件					
中心市街地空き店舗活用件数(累計)	産業政策課	54件	60件	75件	100件	107件	114件	121件	
			63件	後日公表					
施策項目	(2)都市								
市民一人あたりの都市公園面積(県営含む)	都市整備課	19.20㎡	20.0㎡	20.0㎡	20.0㎡	20.0㎡	20.0㎡	20.0㎡	
			19.93㎡	21.02㎡					
防災機能を付加した公園数(累計)	都市整備課	0箇所 (現状値 R2)	－	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
			0箇所	1箇所					
公園施設の更新率	都市整備課	11.40%	－	－	18.40%	22.60%	24.80%	27.80%	R8から新たに追加した指標
		(現状値 R7)	－	12.56%					
公園トイレの洋式化率	都市整備課	53.33%	－	－	53.33%	53.33%	58.00%	62.00%	R8から新たに追加した指標
		(現状値 R7)	－	53.33%					
新上下水道庁舎建設進捗率	企業経営課	0%	40%	100%	－	－	－	－	R4達成済
			37.9%	100%	－	－	－	－	
老朽化した配水管の更新延長	水道課	17.7km	20.7km	34.7km	42.0km	44.3km	46.6km	48.9km	
			24.3km	39.6km					

重要業績指標(KPI)	担当課	現状値(H30)	目標値(R3)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)	目標値(R10)	目標値(R11)	備考
			実績(R3)	実績(R7)	実績(R8)	実績(R9)	実績(R10)	実績(R11)	
<b>施策項目</b>	<b>(3)土地利用</b>								
令和2(2020)年度からの10ヶ年計画*に基づき実施する地籍調査面積の進捗率	都市整備課	0%	20.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%	100.0%	*国が10ヶ年ごとに制定する事業計画に併せて制定している「佐野市地籍調査事業基本計画」をいう。
産業用地の整備面積	企業誘致課	207.9ha (208.1ha)	218.5ha	218.5ha	207.9ha	207.9ha	207.9ha	238.9ha	
			207.9ha	207.9ha					
「小さな拠点」づくりに取り組む団体数(累計)	政策調整課	0 (現状値 R2)	－	6団体	6団体	6団体	6団体	6団体	
			1団体	5団体					
立地適正化計画防災指針の策定	都市計画課	0 (現状値 R2)	－	1	－	－	－	－	R4達成済
			0	1	－	－	－	－	
都市計画法に基づく地区計画の箇所数(累計)	都市計画課	9 (現状値 R4)	－	13箇所	10	11	12	13	
			9箇所	10箇所					

重要業績指標(KPI)	担当課	現状値(H30)	目標値(R3)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)	目標値(R10)	目標値(R11)	備考
			実績(R3)	実績(R7)	実績(R8)	実績(R9)	実績(R10)	実績(R11)	
<b>施策分野</b>	<b>C 保健医療・福祉・教育</b>								
<b>施策項目</b>	<b>(1)保健医療</b>								
かかりつけの医者を持っている市民の割合	健康増進課	78.0%	82.0%	82.0%	78.0%	79.0%	80.0%	81.0%	
			72.8%	79.3%					
24時間体制の医療機関数	健康増進課	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
			2箇所	2箇所					
二次救急医療が受けられる医療機関数	健康増進課	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
			2箇所	2箇所					
感染症対策に取り組む市民の割合	健康増進課	－	－	100%	83.5%	84.0%	84.5%	85.0%	
		(現状値 R2)	96.3%	86.1%					
<b>施策項目</b>	<b>(2)福祉</b>								
福祉避難所の施設数	危機管理課	18	20	20	20	20	21	21	
			18	18					
<b>施策項目</b>	<b>(3)教育</b>								
小学校トイレの洋式化	学校管理課	33.7%	48.5%	61.1%	70.1%	74.4%	77.0%	77.0%	
			47.4%	61.2%					
中学校トイレの洋式化	学校管理課	24.1%	46.3%	61.6%	65.3%	68.4%	75.0%	75.0%	
			49.3%	61.6%					
通学路の危険箇所の改善率(交通安全対策)	教育総務課	61.3%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	82.0%	82.0%	
			73.4%	後日公表					
学校安全配信メールの保護者登録率	教育センター	97.9%	99.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
			99.3%	99.3%					
適切に継承・保存されている指定等文化財件数	文化財課	257件	259件	278件	275件	276件	277件	278件	
			269件	275件					

重要業績指標(KPI)	担当課	現状値(H30)	目標値(R3)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)	目標値(R10)	目標値(R11)	備考
			実績(R3)	実績(R7)	実績(R8)	実績(R9)	実績(R10)	実績(R11)	
施策分野	D 産業・農林業・エネルギー								
施策項目	(1) 産業								
起業届出件数(本州市外)	企業誘致課	77件	110件	106件	-	-	-	-	* 令和11年度の目標値は、設置や設立等の届出件数から、解散や廃止等の届出件数を除いた「新規設立法人増加数」を設定する。
			80件	後日公表					
新規設立法人増加数 (設立した法人数-廃業した法人数)	企業誘致課	57件 (現状値 R6)	-	-	60件	60件	60件	61件	* 令和11年度の目標値は、設置や設立等の届出件数から、解散や廃止等の届出件数を除いた「新規設立法人増加数」を設定する。
			20件	後日公表					
出流原スマートインターチェンジ整備の進捗率	交通政策課	9%	100%	100%	-	-	-	-	
			85%	100%	-	-	-	-	
出流原スマートインターチェンジ利用台数	交通政策課	1,292台/日 (現状値 R6)	-	-	1,550	1,600	1,650	1,700	R8から新たに追加した指標
			-	1471台/日					
施策項目	(2) 農林業								
農地整備実施面積(区画50a以上)	農政課	22.0ha	60.4ha	92ha	-	-	-	-	* 令和11年度の目標値は、新たに「農地の再整備完了箇所数」を設定する。
			42.0ha	98.9ha					
農地の再整備完了箇所	農政課	2 (現状値 R4)	-	3	4	5	6	7	* 令和11年度の目標値は、新たに「農地の再整備完了箇所数」を設定する。
			-	2					
経営管理権集積計画の面積(単年度)	農山村振興課	4.1ha (現状値 R2)	-	60ha	30ha	14ha	0ha	30ha	
			36.35ha	36.36ha					
「林道作原沢入線改良事業」や「林道施設長寿命化事業」による改修箇所(単年度)	農山村振興課	0 (現状値 R2)	-	2箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
			2箇所	6箇所					
適切に整備された森林面積(単年度:主伐、間伐の計)	農山村振興課	312ha (現状値 R4)	-	558ha	170ha	180ha	190ha	200ha	* 令和11年度の目標値は、国有林の施策分を除き、市内民有林の伐採面積を設定する。
			-	後日公表					
施策項目	(3) エネルギー								
太陽熱温水機器や太陽光発電など自然エネルギーを利用している世帯の割合	気候変動対策課	12.4%	18.0%	19.0%	23.0%	26.0%	29.0%	32.0%	
			13.7%	16.6%					
市内の認知発電量 (再生可能エネルギー+廃棄物発電)	気候変動対策課	207.7百万kwh (現状値 R2)	-	249.2百万kwh	385.0百万kwh	390.0百万kwh	395.0百万kwh	400.0百万kwh	
			291.9百万kwh	後日公表					

重要業績指標(KPI)	担当課	現状値(H30)	目標値(R3)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)	目標値(R10)	目標値(R11)	備考
			実績(R3)	実績(R7)	実績(R8)	実績(R9)	実績(R10)	実績(R11)	
施策分野	E 情報通信・交通・物流								
施策項目	(1)情報通信								
避難指示等の防災情報の入手先を知っている市民の割合	危機管理課	30.1%	55.0%	55.0%	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	
			37.0%	36.8%					
佐野市防災・気象情報メール登録者数	危機管理課	3,393人	5,500人	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人	
			7,273人	6,407人					
施策項目	(2)交通・物流								
一般市道の改良率 (改良済市道/市道の総延長)	道路河川課	59.3%	59.6%	60.1%	60.0%	60.1%	60.2%	60.2%	
			59.4%	59.9%					
長寿命化修繕工事実施橋りょう数 (令和4年度からの累計)	道路河川課	0橋 (現状値 R2)	-	11	11	15	18	22	
			0	8					
市道1級1号線(都市計画道路3・4・201号高砂植下線)の整備率 (県道桐生岩舟線交差点から旧影澤医院交差点まで)	道路河川課	63%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	
			87%	100.0%					
市道1級1号線(都市計画道路3・4・201号高砂植下線)の整備率 (旧影澤医院交差点からJA佐野本店交差点まで)	道路河川課	0% (現状値 R2)	-	58%	29.1%	62.5%	81.3%	94.5%	
			0%	15.7%					
(仮称)第2次自転車活用推進計画の策定 ※R7目標は自転車活用推進計画の策定	交通政策課	0 (現状値 R2)	-	1	1	-	-	-	
			0	1		-	-	-	
物資供給、緊急輸送に関する民間企業や団体との災害協定数(累計)	危機管理課	25 (現状値 R4)	-	31	31	32	33	34	
			-	28					

重要業績指標(KPI)	担当課	現状値(H30)	目標値(R3)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)	目標値(R10)	目標値(R11)	備考
			実績(R3)	実績(R7)	実績(R8)	実績(R9)	実績(R10)	実績(R11)	
施策分野	F 国土保全・環境								
施策項目	(1) 国土保全								
避難場所を知っている市民の割合	危機管理課	68.1%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	
			67.9%	63.4%					
ため池ハザードマップの作成	農政課	0	1	1	-	-	-	-	
			1	1	-	-	-	-	
普通河川の整備延長 (令和4年度からの累計)	道路河川課	0m (現状値 R2)	-	4,000m	5,400m	6,000m	6,500m	7,000m	
			0m	5,776m					
雨水幹線排水路の整備率	下水道課	59.9%	64.7%	64.7%	65.3%	65.7%	67.7%	69.4%	
			61.4%	64.3%					
施策項目	(2) 環境								
(仮称)災害時ごみ処理対応マニュアルの作成	環境政策課	0	1	1	-	-	-	-	
			1	1	-	-	-	-	
合併処理浄化槽処理人口普及率	環境政策課	11.5%	12.7%	14.7%	12.5%	12.8%	13.1%	13.4%	* 令和11年度の目標値は、佐野市生活排水処理基本計画(第3次改定)において定義された合併処理浄化槽処理人口の数値により算出した数値を設定する。
			12.4%	後日公表					
下水道管路長寿命化対策実施延長 (累計)	下水道課	1,445m	2,545m	2,478m	3,640m	4,473m	5,223m	5,973m	
			1,755m	3,106m					

重要業績指標(KPI)	担当課	現状値(H30)	目標値(R3)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)	目標値(R10)	目標値(R11)	備考
			実績(R3)	実績(R7)	実績(R8)	実績(R9)	実績(R10)	実績(R11)	
<b>施策分野</b>	<b>G 地域防災</b>								
<b>施策項目</b>	<b>(1)地域防災</b>								
市の補助金を活用し防災士の資格を取得した人数(累計)	危機管理課	35人	65人	100人	110人	120人	130人	140人	
			61人	93人					
自主防災会組織化率 (自主防災会組織町会数/町会)	危機管理課	66.5%	88.6%	88.6%	87.4%	91.0%	94.6%	98.2%	
			74.9%	82%					
地区防災計画の策定率 (策定済町会数/町会)	危機管理課	0%	－	15.0%	20.0%	25.0%	30.0%	35.0%	
			9.0%	9.0%					
日頃から災害に対する備えをしている市民の割合	危機管理課	42.2% (現状値 R4)	－	55.0%	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	
			－	41.6%					
<b>施策項目</b>	<b>(2)地域防犯</b>								
日頃から何らかの防犯対策を行っている市民の割合	危機管理課	92.2%	98.0%	98.0%	98.0%	99.0%	100.0%	100.0%	
			93.4%	95.0%					
ながら見守り協力隊員数(累計)	危機管理課	0人 (現状値 R2)	－	60	1,100人	1,200人	1,300人	1,400人	
			0	1,026人					
<b>施策項目</b>	<b>(3)地域福祉</b>								
要配慮者が参加した自主防災組織等による避難訓練実施回数(単年度)	危機管理課	7回	10回	5回	5回	5回	5回	5回	
			2回	103回					
避難行動要支援者の個別計画作成同意率	社会福祉課	21.6% (現状値 R2)	－	30.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
			21.7%	38.5%					
<b>施策項目</b>	<b>(4)地域活動</b>								
社会福祉協議会における災害分野ボランティア活動登録者数	社会福祉協議会 (市民生活課)	38人* (現状値 R6)	－	－	46	51	56	61	* 災害分野ボランティア活動登録者数は、登録者の実態を精査し、令和6年度の人数を基準として設定する。
			－	35					
通訳・翻訳ボランティア登録者数	広報ブランド推進課	23人	30	50	70	75	80	85	
			51	82					

## 5. 事業一覧

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策分野	A 行政機能／防災・消防								
施策項目	(1)行政機能								
推進方針	①防災拠点機能の確保								
庁舎及び付属施設維持管理事業	財産活用課	1-1	庁舎が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	庁舎が安全に利用できるよう、点検・修繕・更新を実施予定。故障や不具合が発生した場合、点検・修繕・更新を実施予定。	庁舎が安全に利用できるよう、点検・修繕・更新を実施予定。故障や不具合が発生した場合、点検・修繕・更新を実施予定。	庁舎が安全に利用できるよう、点検・修繕・更新を実施予定。故障や不具合が発生した場合、点検・修繕・更新を実施予定。	庁舎が安全に利用できるよう、点検・修繕・更新を実施予定。故障や不具合が発生した場合、点検・修繕・更新を実施予定。		
市有建物等定期点検実施事業	財産活用課	1-1	建築基準法等に基づき、市有建物の定期点検を行う。	市有建物の法定定期点検を実施。運動公園等 26施設	市有建物の法定定期点検を実施。石塚市営住宅等 51施設	市有建物の法定定期点検を実施。みかもグリーンセンター等 53施設	市有建物の法定定期点検を実施。運動公園等 26施設		
田沼行政センター維持管理事業	田沼行政センター	1-1	田沼行政センターが安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	日常的な点検を行い、必要に応じて修繕等の維持管理を行う。	日常的な点検を行い、必要に応じて修繕等の維持管理を行う。	日常的な点検を行い、必要に応じて修繕等の維持管理を行う。	日常的な点検を行い、必要に応じて修繕等の維持管理を行う。		
葛生行政センター維持管理事業	葛生行政センター	1-1	葛生行政センターが安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	日常点検等を実施し、維持補修等、適正な管理を行う。	日常点検等を実施し、維持補修等、適正な管理を行う。	日常点検等を実施し、維持補修等、適正な管理を行う。	日常点検等を実施し、維持補修等、適正な管理を行う。		
市有施設適正配置計画推進事業	行政経営課	1-1	佐野市市有施設適正配置計画に基づき、市有施設における総延床面積の縮減を図り、施設更新費用等を削減し、持続的な行政運営を行う。	施設の延床面積5,942㎡を縮減	施設の延床面積5,942㎡を縮減	施設の延床面積3,243㎡を縮減	施設の延床面積3,243㎡を縮減	●	
新上下水道庁舎建設事業	企業経営課	3-1	老朽化が進むほか耐震性不足の現水道庁舎を更新するため、新上下水道庁舎の建設を行う。	令和4年度 完了	-	-	-		
消防庁舎及び附帯設備維持管理事業	消防本部総務課	3-1	消防庁舎が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	災害時においても施設の機能を維持できるよう適切な管理を継続して行う。	災害時においても施設の機能を維持できるよう適切な管理を継続して行う。	災害時においても施設の機能を維持できるよう適切な管理を継続して行う。	災害時においても施設の機能を維持できるよう適切な管理を継続して行う。		
消防団機械器具置場・車両維持管理事業	消防本部総務課	3-1	機械器具置場が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	災害時においても施設の機能を維持できるよう適切な管理を継続して行う。	災害時においても施設の機能を維持できるよう適切な管理を継続して行う。	災害時においても施設の機能を維持できるよう適切な管理を継続して行う。	災害時においても施設の機能を維持できるよう適切な管理を継続して行う。		
推進方針	②業務継続体制の整備								
防災対策事業	危機管理課	3-1	地域防災計画等の見直しのほか、防災・気象情報メールの運用、避難所と災害対策本部との情報共有システムの構築、避難所案内看板等の整備を行う。	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	●	
住民情報システム運用事業	行政改革・DX推進課	3-1	住民票、印鑑証明書、税関係証明、福祉関係申請・届出などの事務手続きを行う住民情報システムの運用を行う。	住民情報システムの端末やサーバの日常的な保守管理を行う。庁舎の法定点検時にサーバの電源状況等を点検する。	住民情報システムの端末やサーバの日常的な保守管理を行う。庁舎の法定点検時にサーバの電源状況等を点検する。	住民情報システムの端末やサーバの日常的な保守管理を行う。庁舎の法定点検時にサーバの電源状況等を点検する。	住民情報システムの端末やサーバの日常的な保守管理を行う。庁舎の法定点検時にサーバの電源状況等を点検する。		
グループウェアシステム運用事業	行政改革・DX推進課	3-1	職員間の情報伝達や共有の迅速化を図り、行政事務を効率的に行うグループウェアシステムの運用を行う。	グループウェアシステムの端末やサーバの日常的な保守管理を行う。庁舎の法定点検時にサーバの電源状況等を点検する。	グループウェアシステムの端末やサーバの日常的な保守管理を行う。庁舎の法定点検時にサーバの電源状況等を点検する。	グループウェアシステムの端末やサーバの日常的な保守管理を行う。庁舎の法定点検時にサーバの電源状況等を点検する。	グループウェアシステムの端末やサーバの日常的な保守管理を行う。庁舎の法定点検時にサーバの電源状況等を点検する。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>③情報の収集・伝達体制の確保</b>								
防災無線保守事業	危機管理課	5-1	災害時において、即時に防災情報が発信できるように防災行政無線の適切な維持管理を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。		
防災対策事業	危機管理課	5-1	地域防災計画等の見直しのほか、防災・気象情報メールの運用、避難所と災害対策本部との情報共有システムの構築、避難所案内看板等の整備を行う。	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	●	
総合防災訓練事業	危機管理課	5-1	災害時に適切な行動ができるように関係機関や団体と連携し隔年で防災訓練を実施する。	総合防災訓練の実施に向けた企画及び、関係機関への調整	総合防災訓練の実施	総合防災訓練の実施に向けた企画及び、関係機関への調整	総合防災訓練の実施		
災害用移動通信機器整備事業	危機管理課	5-1	公共安全モバイルシステムを利用した災害用移動通信機器を整備し、避難所及び防災担当職員へ配備を行う。	公共安全モバイルシステムを利用可能な端末を整備し、避難所等へ配備する。	-	-	-		
消防団車両整備事業	消防本部総務課	5-1	老朽化した消防団車両を更新し、適正な運用を行う。	消防団再編計画に基づく車両の更新計画を策定する。	更新計画に基づく車両の配置換えを行う。	廃止車両の処分を行う。	更新計画に基づく車両の更新配備を行う。		
消防団活動事業	消防本部総務課	5-1	消防団業務支援アプリを活用した全団員間での情報の共有と迅速・的確な部隊運用を行う。	消防団業務支援アプリを活用した情報伝達体制の強化	消防団業務支援アプリを活用した情報伝達体制の強化	消防団業務支援アプリを活用した情報伝達体制の強化	消防団業務支援アプリを活用した情報伝達体制の強化		
消防団機械器具置場・車両維持管理事業	消防本部総務課	5-1	消防団車両が安全に活用できるよう、適正な維持管理を行う。	各車両の点検整備及び修繕を実施する。	各車両の点検整備及び修繕を実施する。	各車両の点検整備及び修繕を実施する。	各車両の点検整備及び修繕を実施する。		
消防車両整備事業	消防本部警防課	5-1	老朽化した消防車両を更新し、適正な運用を行う。	更新配備1台	更新配備3台	更新配備3台	更新配備3台		
消防車両維持管理事業	消防本部警防課	5-1	消防車両が安全に活用できるよう、適正な維持管理を行う。	各車両の点検整備及び修繕を実施する。	各車両の点検整備及び修繕を実施する。	各車両の点検整備及び修繕を実施する。	各車両の点検整備及び修繕を実施する。		
高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線維持管理事業	消防本部通信指令課	5-1	常時、災害通報の受理・出動指令、その他必要情報を収集することができるよう、施設の保守点検を行う。	令和7年度 完了					
共同消防指令センター運営事業	消防本部通信指令課	5-1	災害通報の受理・出動指令、その他必要情報を収集し、迅速に伝達・共有を図る。	共同運用に関わる施設、設備の不具合等に対する24時間体制のメーカー保守及び定期点検を実施することにより、システムの正常化に務める。	共同運用に関わる施設、設備の不具合等に対する24時間体制のメーカー保守及び定期点検を実施することにより、システムの正常化に務める。	共同運用に関わる施設、設備の不具合等に対する24時間体制のメーカー保守及び定期点検を実施することにより、システムの正常化に務める。	共同運用に関わる施設、設備の不具合等に対する24時間体制のメーカー保守及び定期点検を実施することにより、システムの正常化に務める。		
消防通信指令事務	消防本部通信指令課	2-1	災害通報の受理・出動指令、その他必要情報を収集することができるよう、経費唐沢山基地局に関単する経費等の適正な維持管理を行う。	共同運用に関わる施設、設備の不具合等に対する24時間体制のメーカー保守及び定期点検を実施することにより、システムの正常化に務める。	共同運用に関わる施設、設備の不具合等に対する24時間体制のメーカー保守及び定期点検を実施することにより、システムの正常化に務める。	共同運用に関わる施設、設備の不具合等に対する24時間体制のメーカー保守及び定期点検を実施することにより、システムの正常化に務める。	共同運用に関わる施設、設備の不具合等に対する24時間体制のメーカー保守及び定期点検を実施することにより、システムの正常化に務める。		
災害用ドローン整備事業	消防本部警防課	2-1	災害用ドローンを整備し、各種災害活動における情報収集や捜索を迅速かつ的確に実施する。	令和7年度 完了	-	-	-		
<b>推進方針</b>	<b>④相互応援体制の整備</b>								
防災対策事業	危機管理課	3-1	地域防災計画等の見直しのほか、防災・気象情報メールの運用、避難所と災害対策本部との情報共有システムの構築、避難所案内看板等の整備を行う。	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	●	
災害協定締結推進事業	危機管理課	3-1	災害時に、関係機関(自治体、民間、団体等)の協力を得て、応急・復旧対策ができるように災害協定を締結する。	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>⑤帰宅困難者対策</b>								
防災対策用備蓄事業	危機管理課	1-4、2-6	地域防災計画に基づき最大想定避難者数分の食料を備蓄するほか、防災資機材を備蓄する。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料10,892食、飲料水12,300L等の購入。	最大想定避難者数に対応した備蓄用食料等の購入。食料10,892食、飲料水10,884L等の購入。		
防災対策事業	危機管理課	2-5、5-5	地域防災計画等の見直しのほか、防災・気象情報メールの運用、避難所と災害対策本部との情報共有システムの構築、避難所案内看板等の整備を行う。	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	●	
災害協定締結推進事業	危機管理課	2-5、5-5	災害時に、関係機関(自治体、民間、団体等)の協力を得て、応急・復旧対策ができるように災害協定を締結する。	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結		
まちなかにぎわい空間維持管理事業	産業政策課	2-5、5-5	中心市街地にぎわいを創出するとともに、災害時には本庁舎と連携して防災機能を持たせた空間として利用できるように、施設の維持管理を行う。	市民や地域団体に当該施設をPRし、イベント等での活用を促進し、中心市街地にぎわい創出を図るとともに、防災機能についても周知する。	市民や地域団体に当該施設をPRし、イベント等での活用を促進し、中心市街地にぎわい創出を図るとともに、防災機能についても周知する。	市民や地域団体に当該施設をPRし、イベント等での活用を促進し、中心市街地にぎわい創出を図るとともに、防災機能についても周知する。	市民や地域団体に当該施設をPRし、イベント等での活用を促進し、中心市街地にぎわい創出を図るとともに、防災機能についても周知する。		
両毛線整備促進期成同盟会参画事業	交通政策課	2-5、5-5	両毛線沿線の市町等と連携し、東日本旅客鉄道(株)に対し両毛線の複線化及び施設整備等の利用者利便性向上に関する要望を行う。	会議への参加。東日本旅客鉄道(株)への要望活動。利用促進活動	会議への参加。東日本旅客鉄道(株)への要望活動。利用促進活動	会議への参加。東日本旅客鉄道(株)への要望活動。利用促進活動	会議への参加。東日本旅客鉄道(株)への要望活動。利用促進活動		
東武鉄道整備促進期成同盟会参画事業	交通政策課	2-5、5-5	栃木県及び群馬県の東武鉄道沿線の市町と連携し、東武鉄道(株)に対し複線化及び利便性の向上の促進に関する要望を行う。	会議への参加。東武鉄道(株)への要望活動。利用促進活動	会議への参加。東武鉄道(株)への要望活動。利用促進活動	会議への参加。東武鉄道(株)への要望活動。利用促進活動	会議への参加。東武鉄道(株)への要望活動。利用促進活動		
宇都宮線・両毛線・水戸線・真岡鉄道沿線地域活性化推進協議会参画事業	交通政策課	2-5、5-5	小山駅に接続する宇都宮線、両毛線及び水戸線並びに真岡鉄道沿線の市等と連携し、東日本旅客鉄道(株)に対し各沿線の列車の本数維持、鉄道の利用促進及び地域活性化に関する要望等を行う。	会議への参加。東日本旅客鉄道(株)への要望活動。利用促進活動	会議への参加。東日本旅客鉄道(株)への要望活動。利用促進活動	会議への参加。東日本旅客鉄道(株)への要望活動。利用促進活動	会議への参加。東日本旅客鉄道(株)への要望活動。利用促進活動		
バスターミナル指定管理事業	交通政策課	2-5、5-5	民間活力を導入して、佐野新都市バスターミナルの運営・管理を行う。	指定管理者による施設の運営・管理	指定管理者による施設の運営・管理	指定管理者による施設の運営・管理	指定管理者による施設の運営・管理		
<b>推進方針</b>	<b>⑥原子力災害対策の推進</b>								
防災対策事業	危機管理課	4-2	地域防災計画等の見直しのほか、防災・気象情報メールの運用、避難所と災害対策本部との情報共有システムの構築、避難所案内看板等の整備を行う。	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	●	
生活環境保全事業	環境政策課	4-2	原子力災害が発生した場合に、速やかにモニタリングができるように空間放射線測定器を整備する。	機器が使用できるよう維持する	機器が使用できるよう維持する	機器が使用できるよう維持する	機器が使用できるよう維持する	●	
みかもクリーンセンターばいじん等処理委託事業	環境政策課	4-2	みかもクリーンセンターにおいて焼却処理により発生したばいじん等(ばいじん、焼却不燃残渣、破砕屑、溶融スラグ)が、放射性物質汚染対処特措法の基準を満たすことを確認する。	ばいじん等の放射性物質測定業務を実施する。	ばいじん等の放射性物質測定業務を実施する。	ばいじん等の放射性物質測定業務を実施する。	ばいじん等の放射性物質測定業務を実施する。		
葛生清掃センター焼却灰等処理委託事業	衛生施設課	4-2	葛生清掃センターにおいて焼却処理により発生したばいじん等(ばいじん、焼却不燃残渣、破砕屑、溶融スラグ)が、放射性物質汚染対処特措法の基準を満たすことを確認する。	ばいじん等の放射性物質測定業務を実施する。	ばいじん等の放射性物質測定業務を実施する。	ばいじん等の放射性物質測定業務を実施する。	ばいじん等の放射性物質測定業務を実施する。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策項目	(2)防災・消防								
推進方針	①物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備								
防災対策用備蓄事業	危機管理課	1-4、2-6	地域防災計画に基づき最大想定避難者数分の飲食物料を備蓄するほか、防災資機材を備蓄する。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用飲食物料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用飲食物料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用飲食物料等の購入。食料10,892食、飲料水12,300L等の購入。	最大想定避難者数に対応した備蓄用飲食物料等の購入。食料10,892食、飲料水10,884L等の購入。		
災害協定締結推進事業	危機管理課	2-4、2-5、4-3	災害時に、関係機関(自治体、民間、団体等)の協力を得て、応急・復旧対策ができるように災害協定を締結する。	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結		
自主防災組織育成事業	危機管理課	2-4、2-5、4-3	自主防災組織の設立を促進するため防災資機材を貸与するほか、自主防災組織が行う防災訓練等を支援する。	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	●	
防災力強化推進事業	危機管理課	2-4	国の交付金を活用し、避難生活に必要な、ワンタッチパーティション、簡易ベッド、自動ラッピングトイレ等を購入し、避難所等に備蓄する。	ワンタッチパーティション、簡易ベッド、自動ラッピングトイレ等を購入し、避難所等に備蓄する。	-	-	-		地域未来交付金
推進方針	②消防広域応援体制の整備								
消防・救助等資機材整備事業	消防本部警防課	2-1	消防・救助業務で使用する資機材の新規配備及び老朽化した資機材の更新配備を行う。	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施		
救急資機材整備事業	消防本部警防課	2-1	救急業務で使用する資機材の配備、更新及び修繕を実施し、適切な維持管理を行い、円滑な救急活動を遂行させる。	資機材の配備、更新及び修繕を実施し、適切に維持管理する。	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施		
大規模災害対策資機材整備事業	消防本部警防課	2-1	大規模災害発生時に必要となる資機材の整備を行う。	資機材の配備を実施	資機材の配備を実施	資機材の配備を実施	資機材の配備を実施		
緊急消防援助隊資機材整備事業	消防本部警防課	2-1	緊急消防援助隊として派遣要請を受けた際、必要となる備蓄食、資機材の整備を行う。	備蓄食、資機材の配備	備蓄食、資機材の配備	備蓄食、資機材の配備	備蓄食、資機材の配備		
消防車両維持管理事業	消防本部警防課	2-1	消防車両が安全に活用できるよう、適正な維持管理を行う。	各車両の点検整備及び修繕を実施	各車両の点検整備及び修繕を実施	各車両の点検整備及び修繕を実施	各車両の点検整備及び修繕を実施		
共同消防指令センター整備事業	消防本部通信指令課、消防本部警防課	2-1	共同で指令センターを運用することで、災害情報の一元的な把握と効率的な応援態勢を確立し、住民サービスの向上及び消防力の強化を図る。	令和7年度 完了	-	-	-		
推進方針	③首都直下地震等への対応								
災害協定締結推進事業	危機管理課	3-1	災害時に、関係機関(自治体、民間、団体等)の協力を得て、応急・復旧対策ができるように災害協定を締結する。	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結		
高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線維持管理事業	消防本部通信指令課	5-1	常時、災害通報の受理・出動指令、その他必要情報を収集することができるよう、施設の保守点検を行う。	令和7年度 完了					

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>④火災予防に関する啓発活動</b>								
消防団活動事業	消防本部総務課	1-1	火災予防・警戒、災害対応などの消防団活動に必要な支援を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。		
佐野市女性防火クラブ支援事業	消防本部予防課	1-1	家庭における火災予防の普及徹底ならびに防火思想の向上を図るため、佐野市女性防火クラブの活動を支援する。	佐野市女性防火クラブの事務局として、火災予防啓発活動等の各事業運営や連絡調整を行う。	佐野市女性防火クラブの事務局として、火災予防啓発活動等の各事業運営や連絡調整を行う。	佐野市女性防火クラブの事務局として、火災予防啓発活動等の各事業運営や連絡調整を行う。	佐野市女性防火クラブの事務局として、火災予防啓発活動等の各事業運営や連絡調整を行う。		
佐野市幼年少年少女防火委員会運営事業	消防本部予防課	1-1	保育園、幼稚園及び小学校等において消防クラブを結成し、防火防災教育を行う。	火災予防街頭広報、花火教室等の防火防災教育、クラブ員育成研修を行う。消防団表彰式及び出初式に参加する。	火災予防街頭広報、花火教室等の防火防災教育、クラブ員育成研修を行う。消防団表彰式及び出初式に参加する。	火災予防街頭広報、花火教室等の防火防災教育、クラブ員育成研修を行う。消防団表彰式及び出初式に参加する。	火災予防街頭広報、花火教室等の防火防災教育、クラブ員育成研修を行う。消防団表彰式及び出初式に参加する。		
消防予防事務	消防本部予防課	1-1	火災予防の普及啓発を図り、予防行政の目的を達成する。	防火対象物、危険物施設における消防同意及び指導、維持管理、防火管理、消防用設備の指導と火災予防の普及啓発を行う。	防火対象物、危険物施設における消防同意及び指導、維持管理、防火管理、消防用設備の指導と火災予防の普及啓発を行う。	防火対象物、危険物施設における消防同意及び指導、維持管理、防火管理、消防用設備の指導と火災予防の普及啓発を行う。	防火対象物、危険物施設における消防同意及び指導、維持管理、防火管理、消防用設備の指導と火災予防の普及啓発を行う。		
<b>推進方針</b>	<b>⑤地域の消防力の確保</b>								
消防学校等研修事業	消防本部総務課	1-1、2-1	各種研修を実施し、消防を取り巻く環境の変化に対応できる知識・技術の習得及び資質の向上を図る。	あらゆる災害に対応するため、消防学校等の研修を活用し、課題解決力と職員の資質の向上を図る	あらゆる災害に対応するため、消防学校等の研修を活用し、課題解決力と職員の資質の向上を図る	あらゆる災害に対応するため、消防学校等の研修を活用し、課題解決力と職員の資質の向上を図る	あらゆる災害に対応するため、消防学校等の研修を活用し、課題解決力と職員の資質の向上を図る		
消防団被服整備事業	消防本部総務課	1-1、2-1	統一した被服を貸与することで、消防団組織の強化融合と団員の士気高揚を図る。	災害現場の活動で必要となる被服を適宜配備する。	災害現場の活動で必要となる被服を適宜配備する。	災害現場の活動で必要となる被服を適宜配備する。	災害現場の活動で必要となる被服を適宜配備する。		
消防団活動事業	消防本部総務課	1-1、2-1	火災予防・警戒、災害対応などの消防団活動に必要な支援を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。		
消防団出初式運営事業	消防本部総務課	1-1、2-1	成績優秀な消防団員を顕彰し、労苦に報いるとともに、盤石の消防体制を市民に披露する。	表彰式・出初式を開催し、団員等の功績を称えるとともに、市民の防火意識の高揚を図る。	表彰式・出初式を開催し、団員等の功績を称えるとともに、市民の防火意識の高揚を図る。	表彰式・出初式を開催し、団員等の功績を称えるとともに、市民の防火意識の高揚を図る。	表彰式・出初式を開催し、団員等の功績を称えるとともに、市民の防火意識の高揚を図る。		
消防団活性化推進事業	消防本部総務課	1-1、2-1	消防団活性化推進基本計画を策定・推進し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。	年度ごとの取組方針に基づく施策の実行及び効果の検証、並びに見直し再編計画に基づく新体制への移行準備	年度ごとの取組方針に基づく施策の実行及び効果の検証、並びに見直し再編計画に基づく新体制への移行準備	年度ごとの取組方針に基づく施策の実行及び効果の検証、並びに見直し消防団活性化推進基本計画の第2期計画の策定準備	年度ごとの取組方針に基づく施策の実行及び効果の検証、並びに見直し消防団活性化推進基本計画の第2期計画の策定		
消防・救助等資機材整備事業	消防本部警防課	1-1、2-1	消防・救助業務で使用する資機材の新規配備及び老朽化した資機材の更新配備を行う。	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施		
救急資機材整備事業	消防本部警防課	1-1、2-1	救急業務で使用する資機材の配備、更新及び修繕を実施し、適切な維持管理を行い、円滑な救急活動を遂行させる。	資機材の配備、更新及び修繕を実施し、適切に維持管理する。	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施		
大規模災害対策資機材整備事業	消防本部警防課	1-1、2-1	大規模災害発生時に必要となる資機材の整備を行う。	資機材の配備を実施	資機材の配備を実施	資機材の配備を実施	資機材の配備を実施		
緊急消防援助隊資機材整備事業	消防本部警防課	1-1、2-1	緊急消防援助隊として派遣要請を受けた際、必要となる備蓄食、資機材の整備を行う。	備蓄食、資機材の配備	備蓄食、資機材の配備	備蓄食、資機材の配備	備蓄食、資機材の配備		
消防車両維持管理事業	消防本部警防課	1-1、2-1	消防車両が安全に活用できるよう、適正な維持管理を行う。	各車両の点検整備及び修繕を実施	各車両の点検整備及び修繕を実施	各車両の点検整備及び修繕を実施	各車両の点検整備及び修繕を実施		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
推進方針	⑥消防施設等の整備								
消防・救助等資機材整備事業	消防本部警防課	1-1、2-1	消防・救助業務で使用する資機材の新規配備及び老朽化した資機材の更新配備を行う。	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施		
防火水槽設置事業	消防本部警防課	1-1、2-1	消防水利の充実強化を図るため、防火水槽の新規設置を行う。	防火水槽1基新規設置	防火水槽1基新規設置	防火水槽1基新規設置	防火水槽1基新規設置		
消防水利保全事業	消防本部警防課	1-1、2-1	消防水利の適正な維持管理及び消火栓の新規設置を行う。	水利の点検及び修繕を実施	水利の点検及び修繕を実施	水利の点検及び修繕を実施	水利の点検及び修繕を実施		
消防車両維持管理事業	消防本部警防課	1-1、2-1	消防車両が安全に活用できるよう、適正な維持管理を行う。	各車両の点検整備及び修繕を実施	各車両の点検整備及び修繕を実施	各車両の点検整備及び修繕を実施	各車両の点検整備及び修繕を実施		
推進方針	⑦避難所対策								
防災対策用備蓄事業	危機管理課	1-4、2-6	地域防災計画に基づき最大想定避難者数分の飲食物を備蓄するほか、防災資機材を備蓄する。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用飲食物等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用飲食物等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用飲食物等の購入。食料10,892食、飲料水12,300L等の購入。	最大想定避難者数に対応した備蓄用飲食物等の購入。食料10,892食、飲料水10,884L等の購入。		
災害協定締結推進事業	危機管理課	2-3、2-4	災害時に、関係機関(自治体、民間、団体等)の協力を得て、応急・復旧対策ができるように災害協定を締結する。	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結		
防災対策事業	危機管理課	2-3、2-4	地域防災計画等の見直しのほか、防災・気象情報メールの運用、避難所と災害対策本部との情報共有システムの構築、避難所案内看板等の整備を行う。	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	●	
自主防災組織育成事業	危機管理課	2-3、2-4	自主防災組織の設立を促進するため防災資機材を貸与するほか、自主防災組織が行う防災訓練等を支援する。	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	●	

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策分野	B 住宅・都市・土地利用								
施策項目	(1)住宅								
推進方針	①住宅・建築物等の安全対策								
市営住宅維持管理事業	建築住宅課	1-1	市営住宅の適切な維持管理を行い、老朽施設等の更新・改修を実施する。	市営住宅の適切な維持管理を行っていく	市営住宅の適切な維持管理を行っていく	市営住宅の適切な維持管理を行っていく	市営住宅の適切な維持管理を行っていく		
公営住宅ストック総合改善事業	建築住宅課	1-1	佐野市公営住宅等長寿命化計画に基づき、国の補助事業等(公営住宅ストック総合改善事業等)を活用し、公営住宅の継続的な使用を可能とするための改修・改善工事等を実施する。	R6により見直された公営住宅等長寿命化計画に基づき改修・改善工事等を実施していく。	R6により見直された公営住宅等長寿命化計画に基づき改修・改善工事等を実施していく。	R6により見直された公営住宅等長寿命化計画に基づき改修・改善工事等を実施していく。	R6により見直された公営住宅等長寿命化計画に基づき改修・改善工事等を実施していく。		【補・交】 防災・安全交付金
老朽市営住宅除却事業	建築住宅課	1-1	耐用年数を経過し老朽化した危険な市営住宅について除却することにより、市営住宅の適正な管理を推進する。	老朽化が進んだ市営住宅を順次除却する。	老朽化が進んだ市営住宅を順次除却する。	老朽化が進んだ市営住宅を順次除却する。	老朽化が進んだ市営住宅を順次除却する。		
市営住宅入居者移転事業	建築住宅課	1-1	老朽化した市営住宅に対し市有施設適正配置計画により廃止の方針とした6団地(石塚(平屋)・小曽根・石沢・会沢・金屋・松の内)について、前期計画期間(平成30年度～令和9年度)での廃止に向けて居住者との交渉を行い移転を進める。	移転に向けた戸別交渉を実施するとともに、年2回移転希望者を募集し移転を実施する。移転先となる市営住宅の修繕を進める。	移転未実施者と引き続き個別交渉を実施し、全員の移転を完了させる。移転先となる市営住宅の修繕を進める。(令和9年度完了予定)	-	-		
既存建築物耐震診断・改修等支援事業	建築指導課	1-1	佐野市建築物耐震改修促進計画に基づき、国の補助事業等(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、耐震診断及び耐震基準に満たない木造住宅に対して実施する耐震改修等に係る費用の一部を支援し、耐震化の推進を図る。	・耐震診断士派遣(業務委託契約)20件、・耐震改修補助金交付件数7件、・耐震建替え補助金交付件数3件	・耐震診断士派遣(業務委託契約)20件 ・耐震改修等補助金交付件数10件	・耐震診断士派遣(業務委託契約)20件 ・耐震改修等補助金交付件数10件	・耐震診断士派遣(業務委託契約)20件 ・耐震改修等補助金交付件数10件		【補・交】 防災・安全交付金
既存建築物外構改修支援事業	建築指導課	1-1	佐野市建築物耐震改修促進計画に基づき、国の補助事業等(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、倒壊の恐れのあるブロック塀等に対して実施する除却等に係る費用の一部を支援し、安全対策の推進を図る。	危険ブロック塀解体等の補助金交付件数、除却及び改修等 20件	危険ブロック塀解体等の補助金交付件数、除却及び改修等 20件	危険ブロック塀解体等の補助金交付件数、除却及び改修等 20件	危険ブロック塀解体等の補助金交付件数、除却及び改修等 20件		【補・交】 防災・安全交付金

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
推進方針	②空き家対策								
特定空家等除却促進事業	建築住宅課	1-1	佐野市空家等対策計画に基づき、国の補助事業等(空き家対策総合支援事業等)を活用し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等の除却を促進するため、解体工事費の一部を助成する。	解体工事費の一部助成を行い、老朽危険空き家の所有者による解体を促し、特定空家等を除却する。	解体工事費の一部助成を行い、老朽危険空き家の所有者による解体を促し、特定空家等を除却する。	解体工事費の一部助成を行い、老朽危険空き家の所有者による解体を促し、特定空家等を除却する。	解体工事費の一部助成を行い、老朽危険空き家の所有者による解体を促し、特定空家等を除却する。		【補・交】住宅市街地総合整備促進事業費補助
特定空家等対策事業	建築住宅課	1-1	佐野市空家等対策計画に基づき、住民に対する国の補助事業等を啓発することで、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等の除却を促進する。	空き家に関する相談会の開催や広報さのなどを通じ補助事業を周知し、空家等の発生抑制や適切な管理、活用、除却を促進する。	空き家に関する相談会の開催や広報さのなどを通じ補助事業を周知し、空家等の発生抑制や適切な管理、活用、除却を促進する。	空き家に関する相談会の開催や広報さのなどを通じ補助事業を周知し、空家等の発生抑制や適切な管理、活用、除却を促進する。	空き家に関する相談会の開催や広報さのなどを通じ補助事業を周知し、空家等の発生抑制や適切な管理、活用、除却を促進する。		【補・交】住宅市街地総合整備促進事業費補助
空き家活用推進事業	建築住宅課	1-1	佐野市空家等対策計画に基づき、国の補助事業等(空き家対策総合支援事業等)を活用し、空き家の利活用を促進するため、空き家バンクの運営や空き家バンクで購入した物件の改修費の一部を助成する。	空き家バンクの運営やHP等での情報発信し、空き家バンクで購入した物件の改修費の一部を助成し、空き家の利活用を促進する。	空き家バンクの運営やHP等での情報発信し、空き家バンクで購入した物件の改修費の一部を助成し、空き家の利活用を促進する。	空き家バンクの運営やHP等での情報発信し、空き家バンクで購入した物件の改修費の一部を助成し、空き家の利活用を促進する。	空き家バンクの運営やHP等での情報発信し、空き家バンクで購入した物件の改修費の一部を助成し、空き家の利活用を促進する。	●	【補・交】住宅市街地総合整備促進事業費補助
空き家活用による子育て世帯等支援事業	建築住宅課	1-1	佐野市空家等対策計画に基づき、国や県の補助事業等を活用し、空き家バンクを活用した子育て世帯等向けのリフォームにかかる改修費用の一部を助成し、住まい確保を支援するとともに、空き家の活用の促進を図る。	空き家バンクや広報、HP、チラシ等で情報を発信し、住まい確保や空き家の活用を促進するため、空き家バンクで購入した物件について、子育て世帯等がリフォームをした際の改修費用の一部を助成する。	空き家バンクや広報、HP、チラシ等で情報を発信し、住まい確保や空き家の活用を促進するため、空き家バンクで購入した物件について、子育て世帯等がリフォームをした際の改修費用の一部を助成する。	空き家バンクや広報、HP、チラシ等で情報を発信し、住まい確保や空き家の活用を促進するため、空き家バンクで購入した物件について、子育て世帯等がリフォームをした際の改修費用の一部を助成する。	空き家バンクや広報、HP、チラシ等で情報を発信し、住まい確保や空き家の活用を促進するため、空き家バンクで購入した物件について、子育て世帯等がリフォームをした際の改修費用の一部を助成する。		【補・交】住宅市街地総合整備促進事業費補助
まちなか活性化支援事業	産業政策課	1-1	中心市街地及び地域市街地内の空き家・空き店舗を活用する出店希望者へ支援を行う。	対象区域内において空き店舗を活用し出店を希望する事業者を支援する。	対象区域内において空き店舗を活用し出店を希望する事業者を支援する。	対象区域内において空き店舗を活用し出店を希望する事業者を支援する。	対象区域内において空き店舗を活用し出店を希望する事業者を支援する。	●	

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策項目	(2)都市								
推進方針	①市街地整備								
駅南公園西土地区画整理事業	都市整備課	1-1、5-5	市道佐野57号線の拡幅整備にあたり、防災面や土地利用、中心市街地活性化等の観点から、一部区間について土地区画整理事業により整備する。	直接施行曳家工事 直接施行(法廷協議補償) 物件移転補償(1棟)	物件移転補償(4棟) 道路築造工事	清算期間	清算期間		【補・交】 社会資本整備総合交付金
建築基準法第42条第2項道路整備指導事業	建築指導課	1-1	佐野市建築行為等に係る道路後退用地の整備要綱に基づき、国の補助事業(狭あい道路整備等促進事業)を活用し、市に寄付をした後退用地の測量及び分筆の登記に係る費用の一部を支援するとともに、後退用地の整備を図る。	建築基準法第42条第2項道路後退用地整備工事 整備件数 87件、後退用地の寄附に係る分筆登記等の費用に対する補助 交付件数 88件	建築基準法第42条第2項道路後退用地整備工事 整備件数 87件、後退用地の寄附に係る分筆登記等の費用に対する補助 交付件数 88件	建築基準法第42条第2項道路後退用地整備工事 整備件数 87件、後退用地の寄附に係る分筆登記等の費用に対する補助 交付件数 88件	建築基準法第42条第2項道路後退用地整備工事 整備件数 87件、後退用地の寄附に係る分筆登記等の費用に対する補助 交付件数 88件		
推進方針	②公園等施設整備								
(仮称)高萩中央公園整備事業	都市整備課	1-1、6-4	防災機能を備えた地区公園の整備を行う。 【整備面積:3.2ha】	令和5年度 完了	-	-	-		
都市公園安全安心支援事業	都市整備課	1-1、6-4	公園出入口からトイレまでの園路とトイレのバリアフリー化を図るとともに、トイレの水洗化を行う。	-	水洗トイレ設置及び園路等のバリアフリー化工事のための実施設計委託 4公園 12,000千円	水洗トイレ設置及び園路等のバリアフリー化工事 2公園 65,000千円	水洗トイレ設置及び園路等のバリアフリー化工事 2公園 67,000千円		【補・交】 防災・安全交付金
公園施設長寿命化事業	都市整備課	1-1、6-4	公園施設長寿命化計画に基づき、街区公園等の公園施設の補修・更新工事を実施する。	公園施設の長寿命化工事 14公園【整備箇所:わしのみや公園、若宮公園、富岡第1公園、山崎公園、小種島西公園、小種島東公園、上川原公園、新吉水第1公園、吉水新田公園、下田沼公園、富士見公園、葛生本町公園、菊川第1公園、石塚公園】 118,600千円 公園施設の長寿命化工事のための実施設計委託 13公園【設計箇所:関川第1公園、天正道北公園、大門横小路公園、朱雀西公園、吉水新田公園、あぶつか公園、菊川第3公園、馬場公園、旗川石塚緑地、愛宕山公園、新吉水第2公園、城山公園、旗川戸奈良緑地】 12,590千円	公園施設の長寿命化工事11公園 86,800千円 公園施設の長寿命化工事のための実施設計委託 2公園 2,600千円	公園施設の長寿命化工事4公園 31,700千円 公園施設の長寿命化工事のための実施設計委託 11公園 4,900千円	公園施設の長寿命化工事11公園 38,400千円		【補・交】 防災・安全交付金
嘉多山公園危険箇所対策事業	都市整備課	1-1、6-4	嘉多山公園正面階段両脇にある石積天端等に転落防止柵を設置する。また、蒸気機関車展示箇所の石積の倒壊防止対策を行う。	令和7年度 完了	-	-	-		【補・交】 防災・安全交付金
公園維持管理事業	都市整備課	1-1、6-4	公園を適切に維持管理するため、施設設備の修繕・補修を行うとともに除草樹木剪定清掃等を業務委託等により実施する。	公園を適切に維持管理する。	公園を適切に維持管理する。	公園を適切に維持管理する。	公園を適切に維持管理する。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
推進方針	③上水道施設の耐震化								
老朽管更新事業	水道課	2-4、5-4	老朽化した導水管・送水管・配水管を耐震性のある管に布設替える。	上川原・小中水源導水管の耐震化や関川地区などで老朽化した配水管を耐震性のある管に布設替を行う。	上川原・小中水源導水管の耐震化や関川地区などで老朽化した配水管を耐震性のある管に布設替を行う。	上川原・小中水源導水管の耐震化や関川地区などで老朽化した配水管を耐震性のある管に布設替を行う。	上川原・小中水源導水管の耐震化や関川地区などで老朽化した配水管を耐震性のある管に布設替を行う。		
常盤浄水場整備事業	水道課	2-4、5-4	給水人口の減少及び老朽化により常盤第2浄水場を廃止し、常盤第1浄水場に統合し整備する。また、紫外線照射装置を設置する。	常盤第1浄水場及び紫外線照射装置整備に伴う設計業務委託を実施	管理棟の建設及び導水管の布設を実施	管理棟内に受変電設備及び紫外線照射装置の設置	加圧所の建設及び配水池、電気計装設備等の設置		
石塚浄水場整備事業	水道課	2-4、5-4	老朽化が進む石塚浄水場の更新及び紫外線照射装置の設置を行う。	配水ポンプ、仮設盤、仮設次垂注入設備の製作	配水ポンプ、仮設盤の設置及び配水管の布設	仮設次垂注入設備の設置及び自垂注入管の布設	管理棟の解体及び旗川緑地の整地・復旧		
小中浄水場施設整備事業	水道課	2-4、5-4	老朽化が進む市の沢浄水場を更新するため、新たに小中浄水場の整備を行う。	令和7年度 完了	-	-	-		
新上下水道庁舎建設事業	企業経営課	2-4、5-4	老朽化が進むほか耐震性不足の現水道庁舎を更新するため、新上下水道庁舎の建設を行う。	令和4年度 完了	-	-	-		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>④下水道施設の耐震化</b>								
公共下水道汚水整備事業	下水道課	2-3、5-4	下水道計画区域の汚水管渠整備(新設)を行う。	汚水管渠の整備 整備面積 11.4ha	汚水管渠の整備 整備面積 12.4ha	汚水管渠の整備 整備面積 12.4ha	汚水管渠の整備 整備面積 12.4ha		
下水道管渠維持管理事業	下水道課	2-3、5-4	公共下水道の管渠、人孔(マンホール)、マンホールポンプ場が常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕	管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕	管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕	管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕		
下水道管路ストックマネジメント事業	下水道課	2-3、5-4	適正な点検・調査によって管路等の状態を把握し、管路等の修繕・改築工事を行うことにより不具合発生を未然に防止し、管路の安全性の確保及び良好な状態を維持する。これによりライフサイクルコストの低減を図る。	管路施設点検業務委託、管路施設調査業務委託、管路診断計画業務委託、マンホール蓋改築工事、管路改築工事、他修繕工事等	管路施設点検業務委託、管路施設調査業務委託、管路診断計画業務委託、マンホール蓋改築工事、管路改築工事、他修繕工事等	管路施設点検業務委託、管路施設調査業務委託、管路診断計画業務委託、マンホール蓋改築工事、管路改築工事、他修繕工事等	管路施設点検業務委託、管路施設調査業務委託、管路診断計画業務委託、マンホール蓋改築工事、管路改築工事、他修繕工事等		【補・交】 防災・安全交付金
農業集落排水維持管理事業	下水道課	2-3、5-4	農業集落排水の処理場、管渠、人孔(マンホール)、マンホールポンプ場が常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	R5、農業集落排水(常盤地区)を公共下水道へ統合。	-	-	-		
中継ポンプ場維持管理事業	下水道課	2-3、5-4	中継ポンプ場が常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	・中継ポンプ場運転操作、中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検、修繕及び更新工事	・中継ポンプ場運転操作、中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検、修繕及び更新工事	・中継ポンプ場運転操作、中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検、修繕及び更新工事	・中継ポンプ場運転操作、中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検、修繕及び更新工事		
中継ポンプ場ストックマネジメント事業	下水道課	2-3、5-4	中継ポンプ場電気・機械設備の改築更新、施設の耐震化等を行う。	・秋山川中継ポンプ場の自家発電設備の基本設計	・秋山川中継ポンプ場の改築工事の詳細設計	・秋山川及び伊勢山中継ポンプ場の耐震及び改築工事	・秋山川及び伊勢山中継ポンプ場の耐震及び改築工事		【補・交】 防災・安全交付金
水処理センター維持管理事業	下水道課	2-3、5-4	水処理センターが常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事		
水処理センターストックマネジメント事業	下水道課	2-3、5-4	水処理センター電気・機械設備の改築更新、施設の耐震化等を行う。	水処理センター増設工事(5-2系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センターストックマネジメント改築工事詳細設計(3系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センター耐震工事詳細設計(主流入渠)、水処理センター耐震工事詳細設計(送風機棟)、水処理センター耐水化工事	水処理センターストックマネジメント改築工事(3系水処理設備:電気及び機械設備、主流入渠)、水処理センターストックマネジメント改築工事詳細設計(4系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センター耐震工事(主流入渠)、水処理センター耐震工事詳細設計(汚泥処理棟)	水処理センターストックマネジメント改築工事(3系水処理設備:電気及び機械設備、主流入渠)、水処理センターストックマネジメント改築工事詳細設計(4系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センター耐震工事(主流入渠)、水処理センター耐震工事(送風機棟)	水処理センターストックマネジメント改築工事(4系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センターストックマネジメント改築工事詳細設計(送風機棟:電気及び機械設備)、水処理センター耐震工事(送風機棟)、		【補・交】 防災・安全交付金

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策項目	<b>(3)土地利用</b>								
推進方針	<b>①産業用地の整備</b>								
田島・船津川産業用地造成事業(国道50号沿線開発調査事業)	企業誘致課	4-1、5-5	国道50号沿線開発構想において「開発想定エリア①」として位置付けた中の国道50号南側のエリアについて、新規産業団地の整備を行う。	産業団地の整備に向けて、包括的民間委託方式での契約を行う。	造成工事に着手する。	引き続き造成工事を行う。また、分譲予約を開始する。	造成工事を完了する。	●	
国道50号沿線東部地域開発調査研究事業	政策調整課	4-1、5-5	国道50号沿線開発構想において開発想定エリア②と位置付けた東部地域の開発の方向性について、調査研究を進める。	令和6年度のニーズ調査及び道路整備の進捗を踏まえ、検討を進める。	令和6年度のニーズ調査及び道路整備の進捗を踏まえ、検討を進める。	令和6年度のニーズ調査及び道路整備の進捗を踏まえ、検討を進める。	令和6年度のニーズ調査及び道路整備の進捗を踏まえ、検討を進める。		
新産業用地開発推進事業	企業誘致課	4-1、5-5	市内全域を対象とした新たな産業用地創出の方策を検討してゆく。	開発候補地について事業化に向けた各種手続を行い、基本計画を策定する。	地質、自然環境の調査を行い、各種資料を作成する。また、現況の測量を行う。	開発候補地について地区界の測量を行う。	開発候補地について基本設計の策定を行う。	●	
民間産業用地整備支援事業	企業誘致課	4-1、5-5	産業用地の整備の促進を図り、産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的として、民間事業者が行う産業用地の整備に要する費用に対し支援を行う。	民間事業者による産業用地整備に要する費用の一部を対象に奨励金を交付する。	民間事業者による産業用地整備に要する費用の一部を対象に奨励金を交付する。	民間事業者による産業用地整備に要する費用の一部を対象に奨励金を交付する。	民間事業者による産業用地整備に要する費用の一部を対象に奨励金を交付する。		
推進方針	<b>②適正な土地利用の推進</b>								
小さな拠点づくり推進事業	政策調整課	1-1、1-2	中山間地域(都市計画区域外)における「小さな拠点」づくりに向けた検討を行う。	各地区においてワークショップを継続して実施する。	各地区においてワークショップを継続して実施する。	各地区においてワークショップを継続して実施する。	各地区においてワークショップを継続して実施する。	●	
推進方針	<b>③地籍調査の促進</b>								
地籍調査事業	都市整備課	6-1、6-4	土地の最も基礎的な情報である地籍(土地の所有者、地番、地目、境界の位置、面積)の明確化を図るため、調査を行う。	地籍調査基本計画に基づき、一筆地調査を0.25km <sup>2</sup> /年を実施する。	地籍調査基本計画に基づき、一筆地調査を0.25km <sup>2</sup> /年を実施する。	地籍調査基本計画に基づき、一筆地調査を0.25km <sup>2</sup> /年を実施する。	地籍調査基本計画に基づき、一筆地調査を0.25km <sup>2</sup> /年を実施する。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策分野	C 保健医療・福祉・教育								
施策項目	(1)保健医療								
推進方針	①救急医療体制の充実								
市民病院救急医療等推進事業	健康増進課	2-1、2-2	佐野市民病院の救急医療及びへき地医療支援の維持をするため、支援を行う。	地域医療体制を確保し、市民に身近で安心した医療等を提供するため、佐野市民病院の救急医療等の維持について支援を行う。	地域医療体制を確保し、市民に身近で安心した医療等を提供するため、佐野市民病院の救急医療等の維持について支援を行う。	地域医療体制を確保し、市民に身近で安心した医療等を提供するため、佐野市民病院の救急医療等の維持について支援を行う。	地域医療体制を確保し、市民に身近で安心した医療等を提供するため、佐野市民病院の救急医療等の維持について支援を行う。		
佐野休日・夜間緊急診療所運営支援事業	健康増進課	2-1、2-2	日曜、祝日及び夜間における急患の診療を行っている佐野休日・夜間緊急診療所の運営に対する支援を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、佐野休日・夜間緊急診療所の運営に対する支援を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、佐野休日・夜間緊急診療所の運営に対する支援を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、佐野休日・夜間緊急診療所の運営に対する支援を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、佐野休日・夜間緊急診療所の運営に対する支援を行う。		
佐野休日歯科診療所指定管理事業	健康増進課	2-1、2-2	日曜、祝日における急患の歯科診療を行っている佐野休日歯科診療所の運営について、指定管理者制度を導入する。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、佐野休日歯科診療所の運営を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、佐野休日歯科診療所の運営を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、佐野休日歯科診療所の運営を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、佐野休日歯科診療所の運営を行う。		
両毛救急医療圏二次救急医療推進事業	健康増進課	2-1、2-2	二次救急医療及び小児二次救急医療を担っている病院群輪番制病院等に対し、運営等に対する支援を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、病院群輪番制病院等に対し、運営等に対する支援を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、病院群輪番制病院等に対し、運営等に対する支援を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、病院群輪番制病院等に対し、運営等に対する支援を行う。	地域の救急医療体制を確保し、市民に安心した救急医療を提供するため、病院群輪番制病院等に対し、運営等に対する支援を行う。		
救急資機材整備事業	消防本部警防課	2-1、2-2	救急業務で使用資機材の配備、更新及び修繕を実施し、適切な維持管理を行い、円滑な救急活動を遂行させる。	資機材の配備、更新及び修繕を実施し、適切に維持管理する。	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施	資機材の配備、更新及び修繕を実施		
応急手当普及啓発事業	消防本部警防課	2-1、2-2	市民や通勤通学者に対し、応急手当や救命処置の必要性・重要性を啓発し、応急手当や心肺蘇生法の習得をしてもらえるよう、救急講習を実施する。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。		
推進方針	②地域医療の推進								
国民健康保険診療所運営事業	健康増進課	2-2、2-3	診療所の運営が円滑に進められるよう、適正な管理を行う。	地域医療体制を維持し、地域住民に安心した医療等を提供するため、診療所の円滑な運営と適正な管理を行う。	地域医療体制を維持し、地域住民に安心した医療等を提供するため、診療所の円滑な運営と適正な管理を行う。	地域医療体制を維持し、地域住民に安心した医療等を提供するため、診療所の円滑な運営と適正な管理を行う。	地域医療体制を維持し、地域住民に安心した医療等を提供するため、診療所の円滑な運営と適正な管理を行う。		
佐野市医師会附属佐野准看護学校運営費支援事業	健康増進課	2-2、2-3	地域医療の一端を担う看護師を養成する准看護学校の運営に対する支援を行う。	看護師の育成を支援し地域医療体制の充実を図るため、佐野准看護学校を運営している佐野市医師会に補助金を交付する。	看護師の育成を支援し地域医療体制の充実を図るため、佐野准看護学校を運営している佐野市医師会に補助金を交付する。	看護師の育成を支援し地域医療体制の充実を図るため、佐野准看護学校を運営している佐野市医師会に補助金を交付する。	看護師の育成を支援し地域医療体制の充実を図るため、佐野准看護学校を運営している佐野市医師会に補助金を交付する。		
推進方針	③医療機関におけるライフラインの確保								

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>④感染症予防対策</b>								
生活環境保全事業	環境政策課	2-3	河川の氾濫等により浸水した家屋等について必要に応じ速やかに業務委託等による消毒ができる体制の確保を行う。	清掃可能な清掃事業者リストを確認し、必要に応じて事業者を加除する。	清掃可能な清掃事業者リストを確認し、必要に応じて事業者を加除する。	清掃可能な清掃事業者リストを確認し、必要に応じて事業者を加除する。	清掃可能な清掃事業者リストを確認し、必要に応じて事業者を加除する。	●	
新型インフルエンザ等対策事業	健康増進課	2-3	新型インフルエンザ等行動計画に基づいて、対策を整備するとともに業務継続の維持を確保するため、発生前に防護服等を購入備蓄する。	新型インフルエンザ等発生時の感染拡大を防止するため、感染予防の対策を行い、感染予防の啓発や情報発信を行う。また、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対策を整備するとともに、業務継続を行う職員等への感染を防ぐため、防護服等を購入備蓄する。	新型インフルエンザ等発生時の感染拡大を防止するため、感染予防の対策を行い、感染予防の啓発や情報発信を行う。また、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対策を整備するとともに、業務継続を行う職員等への感染を防ぐため、防護服等を購入備蓄する。	新型インフルエンザ等発生時の感染拡大を防止するため、感染予防の対策を行い、感染予防の啓発や情報発信を行う。また、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対策を整備するとともに、業務継続を行う職員等への感染を防ぐため、防護服等を購入備蓄する。	新型インフルエンザ等発生時の感染拡大を防止するため、感染予防の対策を行い、感染予防の啓発や情報発信を行う。また、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対策を整備するとともに、業務継続を行う職員等への感染を防ぐため、防護服等を購入備蓄する。		
定期予防接種事業(令和5年度まで高齢者予防接種事業・風しん予防接種等事業・乳幼児・児童生徒予防接種事業・新型コロナウイルスワクチン接種事業)	健康増進課	2-3	予防接種法に基づく定期予防接種を個別接種で行う。	予防接種法に基づく定期予防接種を個別接種で行う。RSウイルスワクチン(国が定めた対象年齢の方のみ)が、A類疾病へ位置付けられ、開始予定。	予防接種法に基づく定期予防接種を個別接種で行う。	予防接種法に基づく定期予防接種を個別接種で行う。	予防接種法に基づく定期予防接種を個別接種で行う。		
任意予防接種事業(令和5年度まで任意インフルエンザ予防接種事業)	健康増進課	2-3	予防接種法に定める定期予防接種以外の予防接種を市が行政措置として実施する。	インフルエンザ、おたふくかぜ、帯状疱疹(50歳以上の定期予防接種対象年齢以外の方)、定期予防接種再接種の任意予防接種に対して、費用の一部助成を行う。	インフルエンザ、おたふくかぜ、帯状疱疹(50歳以上の定期予防接種対象年齢以外の方)、定期予防接種再接種の任意予防接種に対して、費用の一部助成を行う。	インフルエンザ、おたふくかぜ、帯状疱疹(50歳以上の定期予防接種対象年齢以外の方)、定期予防接種再接種の任意予防接種に対して、費用の一部助成を行う。	インフルエンザ、おたふくかぜ、帯状疱疹(50歳以上の定期予防接種対象年齢以外の方)、定期予防接種再接種の任意予防接種に対して、費用の一部助成を行う。		
新型コロナウイルス感染症等対策事業(令和5年度まで新型コロナウイルス感染症対策事業)	健康増進課	2-3	新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のための各種対策を実施する。	新型インフルエンザ等対策事業に統合。	-	-	-		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策項目	(2)福祉								
推進方針	①福祉・介護等との連携強化								
災害協定締結推進事業	危機管理課	2-1、2-3	災害時に、関係機関(自治体、民間、団体等)の協力を得て、応急・復旧対策ができるように災害協定を締結する。	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結		
避難行動要支援者対策事業	社会福祉課	2-1	災害対策基本法に規定される避難行動要支援者の名簿を作成し、避難支援等関係者との情報共有を推進する。	新規対象者及び前年度までの未同意者に対し情報提供の同意確認を実施する。個別避難計画作成に協力していただく民生委員児童委員への説明のため15地区の定例会に出席し説明会を実施する。完成した名簿を避難支援等関係者へ配布する。	新規対象者の名簿を追加する。個別避難計画作成に協力していただく民生委員児童委員への説明のため15地区の定例会に出席し説明会を実施する。完成した名簿を避難支援等関係者へ配布する。	新規対象者の名簿を追加する。個別避難計画作成に協力していただく民生委員児童委員への説明のため15地区の定例会に出席し説明会を実施する。完成した名簿を避難支援等関係者へ配布する。	新規対象者及び前年度までの未同意者に対し情報提供の同意確認を実施する。個別避難計画作成に協力していただく民生委員児童委員への説明のため15地区の定例会に出席し説明会を実施する。完成した名簿を避難支援等関係者へ配布する。		
徘徊高齢者等早期発見・保護対策事業	いきいき高齢課	2-1	徘徊により、行方不明になる恐れのある認知症高齢者等に対し、早期発見・身元確認のための見守りシールを配布する。	地域包括支援センターやケアマネジャーへ啓発し、必要な方へ見守りシールを交付する。	地域包括支援センターやケアマネジャーへ啓発し、必要な方へ見守りシールを交付する。	地域包括支援センターやケアマネジャーへ啓発し、必要な方へ見守りシールを交付する。	地域包括支援センターやケアマネジャーへ啓発し、必要な方へ見守りシールを交付する。		
在宅医療・介護連携推進事業	いきいき高齢課	2-1	医療機関や介護サービス事業者等と連携を図り、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための体制づくりを行う。	在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、災害時にも円滑にサービス提供ができるよう、関係機関の連携体制を構築する。	在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、災害時にも円滑にサービス提供ができるよう、関係機関の連携体制を構築する。	在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、災害時にも円滑にサービス提供ができるよう、関係機関の連携体制を構築する。	在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、災害時にも円滑にサービス提供ができるよう、関係機関の連携体制を構築する。		
高齢者緊急通報装置貸与事業	いきいき高齢課	1-1	65歳以上で、要支援以上の認定を受けている方、又は心臓、脳、呼吸器系の疾患がある方のみの世帯に対して、急病や災害等の発生時にコールセンターへ通報できる緊急通報装置を貸与する。	包括支援センター職員やケアマネジャーへ啓発し、対象となる方への周知を徹底していく。	包括支援センター職員やケアマネジャーへ啓発し、対象となる方への周知を徹底していく。	包括支援センター職員やケアマネジャーへ啓発し、対象となる方への周知を徹底していく。	包括支援センター職員やケアマネジャーへ啓発し、対象となる方への周知を徹底していく。		
意思疎通支援事業	障がい福祉課	2-1	聴覚障がい者等の意思疎通を図るため手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行う。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話通訳者の資格取得のための入門・基礎となる研修の機会を提供していく。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話通訳者の資格取得のための入門・基礎となる研修の機会を提供していく。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話通訳者の資格取得のための入門・基礎となる研修の機会を提供していく。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話通訳者の資格取得のための入門・基礎となる研修の機会を提供していく。		
移動支援事業	障がい福祉課	2-1	屋外での移動が著しく困難な在宅の障がい者等に対し、外出のための支援を行う。	指定障害福祉サービス事業者等への委託により、障がい者の移動介護による支援を確保していく。	指定障害福祉サービス事業者等への委託により、障がい者の移動介護による支援を確保していく。	指定障害福祉サービス事業者等への委託により、障がい者の移動介護による支援を確保していく。	指定障害福祉サービス事業者等への委託により、障がい者の移動介護による支援を確保していく。		
重度身体障がい者緊急通報装置貸与事業	障がい福祉課	2-1	重度の身体障がい者に対して、急病や災害等の発生時に消防署へ通報できる緊急通報装置を貸与する。	委託業者とのリース契約により端末を確保し、緊急通報装置が必要な世帯に設置していく。	委託業者とのリース契約により端末を確保し、緊急通報装置が必要な世帯に設置していく。	委託業者とのリース契約により端末を確保し、緊急通報装置が必要な世帯に設置していく。	委託業者とのリース契約により端末を確保し、緊急通報装置が必要な世帯に設置していく。		
日中一時支援事業	障がい福祉課	2-1	障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や介護の負担軽減を図る。	指定障害福祉サービス事業者等への委託により、障がい者を介護する家族の就労や休息の機会を確保していく。	指定障害福祉サービス事業者等への委託により、障がい者を介護する家族の就労や休息の機会を確保していく。	指定障害福祉サービス事業者等への委託により、障がい者を介護する家族の就労や休息の機会を確保していく。	指定障害福祉サービス事業者等への委託により、障がい者を介護する家族の就労や休息の機会を確保していく。		
高齢者施設等外構改修支援事業	介護保険課	1-1	介護サービス事業者が、高齢者施設等の安全対策を強化するために必要な対策(ブロック塀等の改修)を講じる場合、その費用の一部を支援する。	ブロック塀等の改修に係る費用の一部支援を希望する高齢者施設等を募集する。	ブロック塀等の改修に係る費用の一部支援を希望する高齢者施設等を募集する。	ブロック塀等の改修に係る費用の一部支援を希望する高齢者施設等を募集する。	ブロック塀等の改修に係る費用の一部支援を希望する高齢者施設等を募集する。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策項目	(3)教育								
推進方針	①学校施設等整備								
こどもクラブ施設整備事業	こども課	1-1、2-4	児童福祉法の改正に伴う小学校6年生までの受入れ、利用児童数40人を超えるこどもクラブや入所制限を行っているこどもクラブへの対応として、こどもクラブの整備を行う。	かえて義務教育学校区にこどもクラブの整備を開始する。待機児童を解消するため、城北小学校区、あそ野学園義務教育学校区にこどもクラブを整備する。入所制限を行っている犬伏小学校区にこどもクラブを整備する。	かえて義務教育学校区にこどもクラブ整備を継続。	整備方針に基づき、こどもクラブの整備を行う。	整備方針に基づき、こどもクラブの整備を行う。	●	
放課後児童健全育成事業	こども課	1-1	小学校に就学している児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、授業終了後、小学校の余裕教室や児童館等を利用し適切な遊びや生活の場を確保する。	こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるように継続して避難訓練等を行う。	こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるように継続して避難訓練等を行う。	こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるように継続して避難訓練等を行う。	こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるように継続して避難訓練等を行う。	●	
民間放課後児童クラブ施設整備支援事業	こども課	1-1	運営委託を行う民間放課後児童クラブ事業者が行う施設整備に対し、整備に係る費用の一部を補助する。	事業を継続し、申請に応じて補助を行う。	事業を継続し、申請に応じて補助を行う。	事業を継続し、申請に応じて補助を行う。	事業を継続し、申請に応じて補助を行う。		
保育所運営事業	保育課	1-1、2-1	仕事や病気などにより小学校就学前の児童を家庭で保育できない保護者に代わって、公立保育所で安全に保育するため、施設の維持管理、運営を適切に行う。	仕事や病気などにより小学校就学前の児童を家庭で保育できない保護者に代わって、安全に保育するため、施設の維持管理、運営を適切に行う。	仕事や病気などにより小学校就学前の児童を家庭で保育できない保護者に代わって、安全に保育するため、施設の維持管理、運営を適切に行う。	仕事や病気などにより小学校就学前の児童を家庭で保育できない保護者に代わって、安全に保育するため、施設の維持管理、運営を適切に行う。	仕事や病気などにより小学校就学前の児童を家庭で保育できない保護者に代わって、安全に保育するため、施設の維持管理、運営を適切に行う。		
民間保育所特別保育運営支援事業	保育課	1-1、2-1	民間保育所等の環境の充実を図るために施設整備等を実施した園に対し、事業費の一部を補助する。	民間保育所等の環境の充実を図るために、運営費や施設整備等の事業費の一部を補助する。	民間保育所等の環境の充実を図るために、運営費や施設整備等の事業費の一部を補助する。	民間保育所等の環境の充実を図るために、運営費や施設整備等の事業費の一部を補助する。	民間保育所等の環境の充実を図るために、運営費や施設整備等の事業費の一部を補助する。		
私立幼稚園支援事業	保育課	1-1、2-1	私立幼稚園等の環境の充実を図るために施設整備等を実施した園に対し、事業費の一部を補助する。また、特熱な支援を要する児童を受け入れる施設に、必要な費用の一部を補助する。	市内の私立幼稚園・認定こども園の施設整備等に対し事業費の一部を補助する。また特別な支援を必要とする子どもを受け入れる認定こども園に対し、その費用の一部を補助する。	市内の私立幼稚園・認定こども園の施設整備等に対し事業費の一部を補助する。また特別な支援を必要とする子どもを受け入れる認定こども園に対し、その費用の一部を補助する。	市内の私立幼稚園・認定こども園の施設整備等に対し事業費の一部を補助する。また特別な支援を必要とする子どもを受け入れる認定こども園に対し、その費用の一部を補助する。	市内の私立幼稚園・認定こども園の施設整備等に対し事業費の一部を補助する。また特別な支援を必要とする子どもを受け入れる認定こども園に対し、その費用の一部を補助する。		
民間保育所施設整備支援事業	保育課	1-1、2-1	国の民間保育施設整備に対する補助を導入し、実施する「民間保育所施設整備支援事業」により、市内の民間保育施設等の施設整備に対し補助を実施する。	国庫補助要件に該当する整備要望があるたえ、協議の上、次年度以降の事業エントリーを行う。	前年度に採択された補助事業を市内民間施設に対して実施。次年度以降の事業エントリーや協議を行う。	前年度に採択された補助事業を市内民間施設に対して実施。次年度以降の事業エントリーや協議を行う。	前年度に採択された補助事業を市内民間施設に対して実施。次年度以降の事業エントリーや協議を行う。	●	【補・交】就学前教育・保育施設整備交付金

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
義務教育学校整備事業	学校適正配置課	1-1	義務教育学校の校舎建設等の環境整備を進める。	かえて義務教育学校校舎等の建設、城東中学校区小中一貫校の整備事業者選定事務等	かえて義務教育学校校舎等の建設、城東中学校区小中一貫校の設計業務等	西中学校校舎等解体及びかえて義務教育学校外構工事、城東中学校区小中一貫校校舎等の建設	城東中学校区小中一貫校校舎等の建設	●	公立学校施設整備費負担金（統合新築・校・屋）学校施設環境改善交付金（武道場）
小学校維持管理事業	学校管理課	1-1、3-1	小学校施設の修繕、保守管理業務委託等を行い、安全・安心な学校施設を維持する。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。		【補・交】学校施設環境改善交付金
中学校維持管理事業	学校管理課	1-1、3-1	中学校施設の修繕、保守管理業務委託等を行い、安全・安心な学校施設を維持する。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。		【補・交】学校施設環境改善交付金
小学校トイレ洋式化事業	学校管理課	2-3	小学校のトイレを洋式化し、利用しやすいトイレ環境を整備する。	界小、犬伏小、犬伏東小、城北小、田沼小のトイレ洋式化改修工事を行う。	和式トイレが故障した場合は、維持管理事業の中で洋式トイレへの更新を行う。	和式トイレが故障した場合は、維持管理事業の中で洋式トイレへの更新を行う。	和式トイレが故障した場合は、維持管理事業の中で洋式トイレへの更新を行う。		【補・交】学校施設環境改善交付金
中学校トイレ洋式化事業	学校管理課	2-3	中学校のトイレを洋式化し、利用しやすいトイレ環境を整備する。	南中学校のトイレ洋式化改修工事を行う。	和式トイレが故障した場合は、維持管理事業の中で洋式トイレへの更新を行う。	和式トイレが故障した場合は、維持管理事業の中で洋式トイレへの更新を行う。	和式トイレが故障した場合は、維持管理事業の中で洋式トイレへの更新を行う。		【補・交】学校施設環境改善交付金
小学校エアコン設置事業	学校管理課	2-3	小学校の校舎のエアコンを更新し、適切な温熱環境を維持する。	エアコンが故障した場合は、維持管理事業の中で更新を行う。	エアコンが故障した場合は、維持管理事業の中で更新を行う。	植野小学校、界小学校で、老朽化したエアコンの更新とエアコンが未設置となっている特別教室へのエアコンの設置を完了させる。	城北小学校、吉水小学校で老朽化したエアコンの更新とエアコンが未設置となっている特別教室へのエアコンの設置を完了させる。		【補・交】学校施設環境改善交付金
中学校エアコン設置事業	学校管理課	2-3	中学校の校舎のエアコンを更新し、適切な温熱環境を維持する。	エアコンが故障した場合は、維持管理事業の中で更新を行う。	南中学校、北中学校、赤見中学校及び田沼東中学校で、エアコンが未設置となっている特別教室へのエアコン設置を完了させる。	エアコンが故障した場合は、維持管理事業の中で更新を行う。	エアコンが故障した場合は、維持管理事業の中で更新を行う。		【補・交】学校施設環境改善交付金
学校等屋内運動場エアコン設置事業	学校管理課	2-3	市立学校の屋内運動場はエアコンが未設置のため、近年酷暑化する夏における児童生徒の健康が守られる教育環境を確保する。	佐野小、天明小、植野小、界小、犬伏小、犬伏東小、城北小、旗川小、吾妻小、赤見小、石塚小、出流原小、田沼小、吉水小、栃本小、多田小、城東中、南中、北中、赤見中、田沼東中、あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校及び佐野市教育センター体育館へのエアコン設置工事を完了させる。	エアコンが故障した場合は、維持管理事業の中で更新を行う。	エアコンが故障した場合は、維持管理事業の中で更新を行う。	エアコンが故障した場合は、維持管理事業の中で更新を行う。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
小学校ICT環境維持管理事業	教育センター	3-1	市立小学校及び義務教育学校(前期課程)に導入した校務支援システム、学習システム及びGIGAスクール構想に関するサーバ、端末、ネットワーク機器等の修繕、保守及びリース料などの費用を計上し、良好な使用環境を維持する。	国や県の動向、県内他自治体の取組等に注視しながら、教職員の業務、児童生徒の学習活動においてICTが適切に活用できるよう維持管理を行う。	国や県の動向、県内他自治体の取組等に注視しながら、教職員の業務、児童生徒の学習活動においてICTが適切に活用できるよう維持管理を行う。	国や県の動向、県内他自治体の取組等に注視しながら、教職員の業務、児童生徒の学習活動においてICTが適切に活用できるよう維持管理を行う。	国や県の動向、県内他自治体の取組等に注視しながら、教職員の業務、児童生徒の学習活動においてICTが適切に活用できるよう維持管理を行う。	●	
中学校ICT環境維持管理事業	教育センター	3-1	市立中学校及び義務教育学校(後期課程)に導入した校務支援システム、学習システム及びGIGAスクール構想に関するサーバ、端末、ネットワーク機器等の修繕、保守及びリース料などの費用を計上し、良好な使用環境を維持する。	国や県の動向、県内他自治体の取組等に注視しながら、教職員の業務、児童生徒の学習活動においてICTが適切に活用できるよう維持管理を行う。	国や県の動向、県内他自治体の取組等に注視しながら、教職員の業務、児童生徒の学習活動においてICTが適切に活用できるよう維持管理を行う。	国や県の動向、県内他自治体の取組等に注視しながら、教職員の業務、児童生徒の学習活動においてICTが適切に活用できるよう維持管理を行う。	国や県の動向、県内他自治体の取組等に注視しながら、教職員の業務、児童生徒の学習活動においてICTが適切に活用できるよう維持管理を行う。	●	

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
推進方針	②児童生徒の安全対策								
(仮称)小・中学校への防災講師派遣事業	危機管理課	1-1	小・中学校へ防災講師を派遣し、実践的な防災教育を実施する。	小中学校の児童・生徒に防災講話を実施し、防災意識の向上を図る。	小中学校の児童・生徒に防災講話を実施し、防災意識の向上を図る。	小中学校の児童・生徒に防災講話を実施し、防災意識の向上を図る。	小中学校の児童・生徒に防災講話を実施し、防災意識の向上を図る。		
放課後児童健全育成事業	こども課	1-1	小学校に就学している児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、授業終了後、小学校の余裕教室や児童館等を利用し適切な遊びや生活の場を確保する。	こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるように継続して避難訓練等を行う。	こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるように継続して避難訓練等を行う。	こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるように継続して避難訓練等を行う。	こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるように継続して避難訓練等を行う。	●	
市道通学路整備事業	道路河川課	1-1	佐野市通学路安全対策プログラムにおいて、各学校より危険箇所として要望された市道通学路について、道路改良を必要とする通学路の整備を行う。	市道1級3号線：測量、設計(植野町)。 3068号線：工事、電柱移設(栃本町)。 2級130号線：測量、用地買収、工事、電柱移設(大橋町)。 市道1級17号線：工事(石塚町)。 市道佐野43号線外：工事(浅沼町)。 市道231号線：測量、設計(栃本町)。	市道1級3号線：不動産鑑定、土地評価、物件調査(植野町)。 3068号線：工事(栃本町)。 市道231号線：不動産鑑定、物件調査(栃本町)。	市道1級3号線：電柱移設(植野町)。 3068号線：工事(栃本町)。 市道231号線：工事(栃本町)。	市道1級3号線：工事(植野町)。 市道231号線：工事(栃本町)。		
通学路安全対策事業	教育総務課	1-1	佐野市通学路安全対策連絡協議会を通して通学路の交通安全、防犯及び防災に関する危険箇所の現地調査を行い、関係機関と連携して安全対策を講じる。	通学路の交通安全・防犯・防災に関する危険箇所を把握し合同点検を実施する。安全対策連絡協議会を中心に対策案の検討と対策を実施する。対策に時間を要する箇所は継続して対応を検討していく。	通学路の交通安全・防犯・防災に関する危険箇所を把握し合同点検を実施する。安全対策連絡協議会を中心に対策案の検討と対策を実施する。対策に時間を要する箇所は継続して対応を検討していく。	通学路の交通安全・防犯・防災に関する危険箇所を把握し合同点検を実施する。安全対策連絡協議会を中心に対策案の検討と対策を実施する。対策に時間を要する箇所は継続して対応を検討していく。	通学路の交通安全・防犯・防災に関する危険箇所を把握し合同点検を実施する。安全対策連絡協議会を中心に対策案の検討と対策を実施する。対策に時間を要する箇所は継続して対応を検討していく。		
小学校維持管理事業	学校管理課	1-1	小学校施設の修繕、保守管理業務委託等を行い、安全・安心な学校施設を維持する。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。		【補・交】 学校施設 環境改善 交付金
中学校維持管理事業	学校管理課	1-1	中学校施設の修繕、保守管理業務委託等を行い、安全・安心な学校施設を維持する。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。	必要な保守管理業務委託や修繕を行うとともに、屋根外壁等の改修工事を行う。		【補・交】 学校施設 環境改善 交付金
安全情報共有システム実施事業	教育センター	5-1	学校Webサイトやメールを利用して情報の共有を図り、開かれた学校づくりや児童生徒の安全確保を図る。	保護者の登録率100%を目指し、周知・啓発していく。	保護者の登録率100%を目指し、周知・啓発していく。	保護者の登録率100%を目指し、周知・啓発していく。	保護者の登録率100%を目指し、周知・啓発していく。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>③文化スポーツ施設整備</b>								
文化会館リニューアル事業	文化推進課	2-4	老朽化した文化会館のリニューアル調査・工事を行う。(令和元年度～令和8年度)	リニューアル工事を完成させ、敷地内整備を行う。	令和8年度完了予定				
運動公園等指定管理事業	スポーツ推進課	2-4	運動公園、栄公園、佐野武道館が安全に利用できるよう、指定管理により適正に管理する。	適切な維持管理、老朽化対策を図る。	適切な維持管理、老朽化対策を図る。	適切な維持管理、老朽化対策を図る。	適切な維持管理、老朽化対策を図る。		
アリーナたぬま等指定管理事業	スポーツ推進課	2-4	アリーナたぬま、田沼グリーンスポーツセンター等の7施設が安全に利用できるよう、指定管理により適正に管理する。	適切な維持管理、老朽化対策を図る。	適切な維持管理、老朽化対策を図る。	適切な維持管理、老朽化対策を図る。	適切な維持管理、老朽化対策を図る。		
運動公園等長寿命化事業	スポーツ推進課	2-4	運動公園、田沼グリーンスポーツセンター、中運動公園の長寿命化計画に基づく、改修等を行う。	長寿命化計画に基づく、改修等を行う。	長寿命化計画に基づく、改修等を行う。	長寿命化計画に基づく、改修等を行う。	長寿命化計画に基づく、改修等を行う。		
中央公民館維持管理事業	生涯学習課	2-4	中央公民館が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。		
佐野各地区公民館維持管理事業	生涯学習課	2-4	佐野各地区公民館が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。		
田沼中央公民館維持管理事業	生涯学習課	2-4	田沼中央公民館が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。		
田沼各地区公民館維持管理事業	生涯学習課	2-4	田沼各地区公民館が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。		
田沼各地区コミュニティセンター維持管理事業	生涯学習課	2-4	田沼地区コミュニティセンターが安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。		
葛生地区公民館維持管理事業	生涯学習課	2-4	葛生地区公民館が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。		
葛生(常盤・氷室)公民館維持管理事業	生涯学習課	2-4	常盤・氷室地区公民館が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。		
葛生文化センター維持管理事業	生涯学習課	2-4	葛生文化センター(葛生地区公民館・葛生化石館)が安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。		
会沢地区コミュニティセンター維持管理事業	生涯学習課	2-4	会沢地区コミュニティセンターが安全に利用できるよう、維持補修等、適正な管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。	不具合が生じた設備については、随時修繕を行い、施設の維持管理を行う。		
新吉水地区コミュニティセンター改修事業	生涯学習課	2-4	防災上重要な新吉水地区コミュニティセンターの耐震補強及び長寿命化のための改修工事を行う。	令和7年度完了。	-	-	-		
常盤地区公民館移転整備事業	生涯学習課	2-4	旧常盤中学校の一部を常盤地区公民館として利用するための改修工事等を行い、移転する。	旧常盤中学校の改修工事、備品購入等を行い、移転する。	-	-	-		
中央公民館トイレ洋式化等事業	生涯学習課	2-4	防災上重要な中央公民館のトイレ洋式化等工事を行う。	既存和式トイレの洋式化及び既存障がい者トイレの温水洗浄便座化を行う。	-	-	-		
田沼中央公民館受変電設備等改修事業	生涯学習課	2-4	防災上重要な田沼中央公民館の受変電設備等改修工事を行う。	受変電設備及び非常用発電設備の改修工事の実施設計を行う。	受変電設備及び非常用発電設備の改修工事を行う。	-	-		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
推進方針	④文化財保護								
指定文化財保存修復支援事業	文化財課	6-5	文化財が適切に保存されるよう、修繕が必要な文化財に対し支援を行う。	文化財が適切に保存されるよう、修繕が必要な文化財に対し支援を行う。	文化財が適切に保存されるよう、修繕が必要な文化財に対し支援を行う。	文化財が適切に保存されるよう、修繕が必要な文化財に対し支援を行う。	文化財が適切に保存されるよう、修繕が必要な文化財に対し支援を行う。		
唐沢山城跡保存整備事業	文化財課	6-5	唐沢山城跡の保存活用のため必要な整備を実施する。	本丸北側等の石垣カルテ作成、本丸東側等の植生整備	土矢倉等の石垣カルテ作成、避米矢山等の植生整備	鳩の峰等の石垣カルテ作成、大手道等の植生整備	石垣総合調査報告書刊行、各視点場等の植生整備	●	
天明鋳物生産用具保存継承事業	文化財課	6-5	天明鋳物生産用具の国指定重要有形民俗文化財への指定に向けた資料を文化庁に提出し、文化審会の答申が得られ、令和6年3月21日に指定された。指定後、劣化した生産用具を計画的に修繕するとともに、天明鋳物生産用具の保管場所の検討のため、先進地の事例等の調査を実施し、活用方法についても検討する。	劣化した生産用具の修繕するとともに、生産用具の保管場所の検討のため、先進地の事例等の調査を実施し、活用方法についても検討する。	天明鋳物生産用具の保管場所の検討のため、先進地の事例等の調査を実施し、活用方法についても検討する。	天明鋳物生産用具の保管場所の検討のため、先進地の事例等の調査を実施し、活用方法についても検討する。	天明鋳物生産用具の保管場所の検討のため、先進地の事例等の調査を実施し、活用方法についても検討する。		
田中正造旧宅一般公開支援事業	文化財課	6-5	田中正造旧宅が適切に保存活用されるよう、団体への支援を行う。	田中正造旧宅が適切に保存活用されるよう、団体への支援を行う。	田中正造旧宅が適切に保存活用されるよう、団体への支援を行う。	田中正造旧宅が適切に保存活用されるよう、団体への支援を行う。	田中正造旧宅が適切に保存活用されるよう、団体への支援を行う。		
美術館維持管理事業	文化推進課	6-5	吉澤記念美術館の維持管理及び展示環境の整備を行う。	施設の点検を実施し、必要な修繕等を行う。	施設の点検を実施し、必要な修繕等を行う。	施設の点検を実施し、必要な修繕等を行う。	施設の点検を実施し、必要な修繕等を行う。		
郷土資料保存三好館維持管理事業	文化財課	6-5	郷土資料保存三好館の維持管理及び展示環境の整備を行う。	郷土資料保存三好館の維持管理及び展示環境の整備を行う。	郷土資料保存三好館の維持管理及び展示環境の整備を行う。	郷土資料保存三好館の維持管理及び展示環境の整備を行う。	郷土資料保存三好館の維持管理及び展示環境の整備を行う。		
葛生伝承館維持管理事業	文化財課	6-5	葛生伝承館の維持管理及び展示環境の整備を行う。	定期的に点検を行い、必要な修繕を実施し、適切な施設の維持管理及び展示環境の整備を行う。	日常点検を行い、必要な修繕を実施し、適切な施設の維持管理及び展示環境の整備を行う。	日常点検を行い、必要な修繕を実施し、適切な施設の維持管理及び展示環境の整備を行う。	日常点検を行い、必要な修繕を実施し、適切な施設の維持管理及び展示環境の整備を行う。		
葛生化石館維持管理事業	文化財課	6-5	葛生化石館の維持管理及び展示環境の整備を行う。	定期的に点検を行い、必要な修繕を実施し、適切な施設の維持管理及び展示環境の整備を行う。	日常点検を行い、必要な修繕を実施し、適切な施設の維持管理及び展示環境の整備を行う。	日常点検を行い、必要な修繕を実施し、適切な施設の維持管理及び展示環境の整備を行う。	日常点検を行い、必要な修繕を実施し、適切な施設の維持管理及び展示環境の整備を行う。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策分野	D 産業・農林業・エネルギー								
施策項目	(1)産業								
推進方針	①リスクを重視した企業立地の促進								
国際防災拠点整備方針検討事業	政策調整課	4-1、5-5	国際的な防災拠点の創生に向けた今後の方向性及び防災関連企業等の誘致を検討し、方針を策定する。	令和5年度「国際防災拠点さの整備方針」を策定。令和5年度完了。	-	-	-		
防災拠点整備推進事業	政策調整課	4-1、5-5	「国際防災拠点さの整備方針」に基づき、国内外における遠方の被災地をバックアップする資材、物資等の備蓄・生産・供給や人材派遣等を行う拠点機能の構築を推進する。	関係主体との調整を踏まえ、支援体制の整備などの取組を順次進める	関係主体との調整を踏まえ、支援体制の整備などの取組を順次進める	関係主体との調整を踏まえ、支援体制の整備などの取組を順次進める	関係主体との調整を踏まえ、支援体制の整備などの取組を順次進める	●	
佐野インランドポート活用促進事業	産業政策課	4-1、5-5	佐野インランドポートの活用促進を図り、継続して安定した運営を行うことで、地元経済の活性化と活力ある産業の振興並びに、交流拠点都市の実現に寄与する。	指定管理者と協働して、荷主企業、船会社等に対して佐野インランドポートの利用率を高めるためにポートセールスを行う。	指定管理者と協働して、荷主企業、船会社等に対して佐野インランドポートの利用率を高めるためにポートセールスを行う。	指定管理者と協働して、荷主企業、船会社等に対して佐野インランドポートの利用率を高めるためにポートセールスを行う。	指定管理者と協働して、荷主企業、船会社等に対して佐野インランドポートの利用率を高めるためにポートセールスを行う。	●	
企業立地支援事業	企業誘致課	4-1、5-5	企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図るため、市内の工業団地等において工場を新設及び増改築するものに対し奨励金を交付する。	市内の工業団地等において工場を新設及び増改築する企業に対して固定資産税相当額を、本社等移転を行った企業に対して法人市民税相当額の奨励金を交付する。	市内の工業団地等において工場を新設及び増改築する企業に対して固定資産税相当額を、本社等移転を行った企業に対して法人市民税相当額の奨励金を交付する。	市内の工業団地等において工場を新設及び増改築する企業に対して固定資産税相当額を、本社等移転を行った企業に対して法人市民税相当額の奨励金を交付する。	市内の工業団地等において工場を新設及び増改築する企業に対して固定資産税相当額を、本社等移転を行った企業に対して法人市民税相当額の奨励金を交付する。	●	
(仮称)出流原PAスマートインターチェンジ整備事業	交通政策課	4-1、5-5	ネクスコ東日本と連携し、北関東自動車道・出流原PAにスマートICを整備する。	令和4年度 完了	-	-	-	●	
推進方針	②企業の業務継続体制の強化								
佐野商工会議所支援事業	産業政策課	2-4、4-1、6-6	佐野商工会議所が行う市内の商工業者の振興発展に寄与する活動・運営を支援する。	事業費補助として5,850千円を補助する。また、各種事業を円滑に行うための連携を図る。	事業費補助として5,850千円を補助する。また、各種事業を円滑に行うための連携を図る。	事業費補助として5,850千円を補助する。また、各種事業を円滑に行うための連携を図る。	事業費補助として5,850千円を補助する。また、各種事業を円滑に行うための連携を図る。		
佐野市あそ商工会支援事業	産業政策課	2-4、4-1、6-6	佐野市あそ商工会が行う市内の商工業者の振興発展に寄与する活動・運営を支援する。	事業費補助として8,910千円を補助する。また、各種事業を円滑に行うための連携を図る。	事業費補助として8,910千円を補助する。また、各種事業を円滑に行うための連携を図る。	事業費補助として8,910千円を補助する。また、各種事業を円滑に行うための連携を図る。	事業費補助として8,910千円を補助する。また、各種事業を円滑に行うための連携を図る。		
推進方針	③商業・観光における災害対応								
中小企業融資預託事業	産業政策課	4-1、6-6	「経営安定資金」「短期資金」等の制度融資について、融資実績に応じた金額を金融機関に預託することにより、中小企業への融資の円滑化を図る。	金融機関に融資残高の1/3を預託することで、中小企業の事業資金の借入を容易にする。	金融機関に融資残高の1/3を預託することで、中小企業の事業資金の借入を容易にする。	金融機関に融資残高の1/3を預託することで、中小企業の事業資金の借入を容易にする。	金融機関に融資残高の1/3を預託することで、中小企業の事業資金の借入を容易にする。	●	
佐野市中小企業融資振興会運営事業	産業政策課	4-1、6-6	中小企業経営安定のため、中小企業への事業資金の融資斡旋、経営支援策の検討、制度融資に関する調査・研究などを行う。	市内金融機関、栃木県信用保証協会、他自治体等の動向を調査・研究し、必要に応じて市制度の変更を行う。	市内金融機関、栃木県信用保証協会、他自治体等の動向を調査・研究し、必要に応じて市制度の変更を行う。	市内金融機関、栃木県信用保証協会、他自治体等の動向を調査・研究し、必要に応じて市制度の変更を行う。	市内金融機関、栃木県信用保証協会、他自治体等の動向を調査・研究し、必要に応じて市制度の変更を行う。		
信用保証料補給支援事業	産業政策課	4-1、6-6	市内中小企業者が市の制度融資を利用する際、信用保証料の3分の2の額を補助する。	事業者負担の信用保証料の3分の2を補助することで、中小企業の事業資金の借入を容易にする。	事業者負担の信用保証料の3分の2を補助することで、中小企業の事業資金の借入を容易にする。	事業者負担の信用保証料の3分の2を補助することで、中小企業の事業資金の借入を容易にする。	事業者負担の信用保証料の3分の2を補助することで、中小企業の事業資金の借入を容易にする。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策項目	<b>(2)農林業</b>								
推進方針	<b>①農林業生産基盤等の災害対応力の強化</b>								
県営集落基盤整備参画事業	農政課	1-2、4-3、4-4	県が事業主体で実施する農業生産基盤整備、農村生活環境整備費用について負担する。	県の事業に対し、支援を行うとともに負担金を支払う。	県の事業に対し、支援を行うとともに負担金を支払う。				
佐野市畜産振興協議会支援事業	農政課	1-2、4-3、4-4	畜産業の振興のため、伝染病予防対策や防疫事業の推進、研修会等を実施している佐野市畜産振興協議会の運営を補助する。	協議会の会員に向けて伝染病予防対策、防疫事業を実施する。研修会、共励会の参加や採草地育成事業等を実施する。	協議会の会員に向けて伝染病予防対策、防疫事業を実施する。研修会採草地育成事業等を実施する。	協議会の会員に向けて伝染病予防対策、防疫事業を実施する。研修会採草地育成事業等を実施する。	協議会の会員に向けて伝染病予防対策、防疫事業を実施する。研修会採草地育成事業等を実施する。		
排水機場維持管理事業	農政課	1-2、4-3、4-4	農地の湛水防除を目的として、佐野市土地改良区が管理する界排水機場及び吾妻排水機場の維持管理費用を負担する。	佐野市土地改良区に維持管理を委託し、費用を負担する。	佐野市土地改良区に維持管理を委託し、費用を負担する。	佐野市土地改良区に維持管理を委託し、費用を負担する。	佐野市土地改良区に維持管理を委託し、費用を負担する。		
防災重点農業用ため池調査事業	農政課	1-2、4-3、4-4、	防災重点農業用ため池は築造又は改修から相当年数が経過し施設の老朽化が著しく進行しているため、施設の劣化状況や緒元等の詳細情報を把握し、豪雨・地震に対する耐性評価を行い、施設の計画的かつ効果的な防災工事等の推進につなげる。	令和4年度 完了	-	-	-		
防災重点農業用ため池改修事業	農政課	1-2、4-3、4-4、	「防災重点農業用ため池調査事業」の調査結果に基づき、必要な改修情事を実施する	防災重点農業用ため池9箇所のうち、1箇所について実施計画修正、1箇所について実施設計、2箇所について廃止設計を行う。また、1箇所について改修工事、1箇所について廃止工事を行う。	防災重点農業用ため池9箇所のうち、1箇所について実施計画修正、1箇所について実施設計を行う。また、1箇所について改修工事、2箇所について廃止工事を行う。	防災重点農業用ため池9箇所のうち、1箇所について実施計画修正、1箇所について実施設計を行う。また、2箇所について改修工事を行う。	防災重点農業用ため池9箇所のうち、1箇所について実施計画修正、1箇所について廃止設計を行う。また、2箇所について改修工事を行う。		
推進方針	<b>②森林の適切な整備・保全</b>								
間伐促進支援事業	農山村振興課	1-3、4-4	間伐推進事業補助金を交付し、森林での間伐を促進する。	間伐推進事業補助金の交付	間伐推進事業補助金の交付	間伐推進事業補助金の交付	間伐推進事業補助金の交付		
森林経営管理事業	農山村振興課	1-3、4-4	森林経営管理法に基づき森林資源の適切な管理を推進する。	森林経営管理権集積計画作成及び間伐区域の測量	森林経営管理権集積計画作成、間伐区域の測量及び間伐	経営管理意向調査、間伐区域の測量及び間伐	森林経営管理権集積計画作成及び間伐		
推進方針	<b>③農林道の整備</b>								
農道維持管理事業	農政課	4-4、5-5	農道の敷砂利や簡易な修繕を行う。	必要に応じた農道の維持管理を行う。	必要に応じた農道の維持管理を行う。	必要に応じた農道の維持管理を行う。	必要に応じた農道の維持管理を行う。		
林道維持管理事業	農山村振興課	4-4、5-5	林道の適切な維持管理を行う。	市管理林道の維持管理の実施	市管理林道の維持管理の実施	市管理林道の維持管理の実施	市管理林道の維持管理の実施		
林道作原沢入線改良事業 森林路網整備事業	農山村振興課	4-4、5-5	林業の効率的な経営や森林の適正な管理に不可欠な林道の整備を行う。【令和元年度～ 林道作原沢入線】	林道改良工事に係る詳細設計	林道改良工事の実施	林道改良工事の実施	林道改良工事の実施		農山漁村地域整備交付金
林道施設長寿命化事業	農山村振興課	4-4、5-5	予防的な修繕等を計画的に行い林道施設(橋梁、トンネル)の長寿命化を図る。	長寿命化補修工事の実施	長寿命化補修工事の実施	長寿命化補修工事の実施	長寿命化補修工事の実施		農山漁村地域整備交付金

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策項目	(3)エネルギー								
推進方針	①エネルギーの安定供給								
バイオマス活用促進事業	気候変動対策課	5-2	民間事業者に調査結果の情報提供をすとも、新たな方策等最新の情報を掴み調査研究を行う。	民間事業者に調査結果の情報提供をすとも、新たな方策等最新の情報を掴み調査研究を行う。	新たな方策等最新の情報を掴み調査研究を行う。	新たな方策等最新の情報を掴み調査研究を行う。	新たな方策等最新の情報を掴み調査研究を行う。		
市有施設再生可能エネルギー発電設備導入事業	気候変動対策課	5-2	市有施設に再生可能エネルギー発電設備を導入し、本市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量削減を行う。	候補施設へのPPA契約者選定、設置工事。	候補施設へのPPA契約者選定、設置工事。	候補施設へのPPA契約者選定、設置工事。	候補施設へのPPA契約者選定、設置工事。	●	
推進方針	②ライフラインの災害対応力の強化								
総合防災訓練事業	危機管理課	5-2、5-3	災害時に適切な行動ができるように関係機関や団体と連携し隔年で防災訓練を実施する。	総合防災訓練の実施に向けた企画及び、関係機関への調整	総合防災訓練の実施	総合防災訓練の実施に向けた企画及び、関係機関への調整	総合防災訓練の実施		
下水道管渠維持管理事業	下水道課	5-4	公共下水道の管渠、人孔(マンホール)、マンホールポンプ場が常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	・管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕	・管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕	・管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕	・管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕		
中継ポンプ場維持管理事業	下水道課	5-4	中継ポンプ場が常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	中継ポンプ場運転操作、中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検、修繕及び更新工事	中継ポンプ場運転操作、中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検、修繕及び更新工事	中継ポンプ場運転操作、中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検、修繕及び更新工事	中継ポンプ場運転操作、中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検、修繕及び更新工事		
水処理センター維持管理事業	下水道課	5-4	水処理センターが常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策分野	E 情報通信・交通・物流								
施策項目	(1)情報通信								
推進方針	①市民等への災害情報の伝達								
市政情報発信事業	広報ブランド推進課	1-1、1-2、1-3、1-4、5-1	市からのお知らせ、市政に関する情報、話題等をホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等で提供する。	ホームページを通して必要な情報を容易に取得できるよう、ホームページの構造を整理し維持する。また、災害等の非常時にプッシュ型で情報発信が行えるよう、SNSの登録者を増やす取り組みを行う。災害対策本部(危機管理課)との連絡体制マニュアルの維持と見直しを行う。	ホームページを通して必要な情報を容易に取得できるよう、ホームページの構造を整理し維持する。また、災害等の非常時にプッシュ型で情報発信が行えるよう、SNSの登録者を増やす取り組みを行う。災害対策本部(危機管理課)との連絡体制マニュアルの維持と見直しを行う。	ホームページを通して必要な情報を容易に取得できるよう、ホームページの構造を整理し維持する。また、災害等の非常時にプッシュ型で情報発信が行えるよう、SNSの登録者を増やす取り組みを行う。災害対策本部(危機管理課)との連絡体制マニュアルの維持と見直しを行う。	ホームページを通して必要な情報を容易に取得できるよう、ホームページの構造を整理し維持する。また、災害等の非常時にプッシュ型で情報発信が行えるよう、SNSの登録者を増やす取り組みを行う。災害対策本部(危機管理課)との連絡体制マニュアルの維持と見直しを行う。		
防災無線保守事業	危機管理課	1-1、1-2、1-3、1-4、5-1	災害時において、即時に防災情報が発信できるように防災行政無線の適切な維持管理を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。		
防災対策事業	危機管理課	1-1、1-2、1-3、1-4、5-1	地域防災計画等の見直しのほか、防災・気象情報メールの運用、避難所と災害対策本部との情報共有システムの構築、避難所案内看板等の整備を行う。	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	●	
全国瞬時警報システム受信機更新事業	危機管理課	1-1、1-2、1-3、1-4、5-1	全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機及び自動起動装置の更新を行う。	全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機及び自動起動装置を更新。	-	-	-		
推進方針	②電源の確保								
庁舎及び付属施設維持管理事業	財産活用課	5-1	庁舎非常用電源が災害時に確実に作動するよう、適切な維持管理を行う。	「庁舎及び付属施設維持管理事業」により、非常用発電機の点検等を実施予定。	「庁舎及び付属施設維持管理事業」により、非常用発電機の点検等を実施予定。	「庁舎及び付属施設維持管理事業」により、非常用発電機の点検等を実施予定。	「庁舎及び付属施設維持管理事業」により、非常用発電機の点検等を実施予定。		
防災無線保守事業	危機管理課	5-1	災害時において、即時に防災情報が発信できるように防災行政無線の適切な維持管理を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。	防災行政無線の保守委託実施、故障機器の修繕。機器の更新に向けた検討を行う。		
施策項目	(2)交通・物流								
推進方針	①道路の防災・減災対策及び耐震化								
佐野駅自由通路施設管理事業	都市計画課	2-5	佐野駅自由通路施設の適正な維持管理を行う。	鉄道事業者と協議を行い、令和10年度予算措置を行う	線路部分の鉄道部分の塗装工事実施	適正な維持管理を行う	適正な維持管理を行う		
橋りょう長寿命化事業	道路河川課	2-2、2-4、5-5	長寿命化修繕計画をもとに、道路橋等の修繕等を行う。	吾妻33号橋、京路戸橋、葛和田橋	界5号橋、界18号橋、界19号橋、下町屋橋	界21号橋、滝橋、田之入橋	田島歩道橋、車堂橋、赤見49号橋、宮ノ脇橋		
道路構造物定期保守点検事業	道路河川課	2-2、2-4、5-5	道路法第42条第3項及び道路施行令第35条の2項の規定に基づき、道路橋等構造物の定期点検(5年に1回の近接目視による点検等)を行う。	市道橋定期点検 124橋 予定	市道橋定期点検 126橋 予定	市道橋定期点検 126橋 予定	市道橋定期点検 112橋 予定		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>②緊急輸送体制の整備</b>								
災害協定締結推進事業	危機管理課	2-2、2-4、5-5	災害時に、関係機関(自治体、民間、団体等)の協力を得て、応急・復旧対策ができるように災害協定を締結する。	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結		
総合防災訓練事業	危機管理課	2-2、2-4、5-5	災害時に適切な行動ができるように関係機関や団体と連携し隔年で防災訓練を実施する。	総合防災訓練の実施に向けた企画及び、関係機関への調整	総合防災訓練の実施	総合防災訓練の実施に向けた企画及び、関係機関への調整	総合防災訓練の実施		
渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会参画事業	交通政策課	2-2、2-4、5-5	渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備を実現するための研究や国・県等の関係機関へ要望活動を行う。	総会、幹事会、研究会への参加。栃木県、群馬県、埼玉県への要望活動。整備効果検証	総会、幹事会、研究会への参加。栃木県、群馬県、埼玉県への要望活動。	総会、幹事会、研究会への参加。栃木県、群馬県、埼玉県への要望活動。	総会、幹事会、研究会への参加。栃木県、群馬県、埼玉県への要望活動。		
(仮称)出流原PAスマートインターチェンジ整備事業	交通政策課	2-2、2-4、5-5	ネクスコ東日本と連携し、北関東自動車道・出流原PAにスマートICを整備する。	令和4年度 完了	-	-	-	●	
南部地域道路網調査検討事業	交通政策課	2-2、2-4、5-5	本市南部地域における道路ネットワークの構築を図るため調査検討を行う。	令和5年度 完了	-	-	-		
都市計画道路整備検証事業	交通政策課	2-2、2-4、5-5	都市計画決定から長期未整備となっている都市計画道路について、現在の社会経済情勢やまちづくりの考え方の変化を踏まえ、本市が進めているまちづくりとの整合性を検証し、必要に応じて整備の見直し等を進めるための指針を策定する。	業務委託発注、協議打合せ、整備検証委員会運営、住民説明会の開催、都市計画道路見直し指針策定、都市計画審議会へ報告(令和8年度完了予定)	-	-	-	●	
市道佐野57号線道路改良事業	道路河川課	2-2、2-4、5-5	災害時に防災拠点としての役割が求められる市庁舎へのアクセス道路として、市道佐野57号線の狭隘道路の整備を行う。【全体延長L=70m、全体事業費:88百万円、完成時期:令和5年度予定】	令和6年度 完了	-	-	-		
都市計画道路3・4・201号高砂植下線整備事業(1~2工区)	道路河川課	2-2、2-4、5-5	災害時に防災拠点としての役割が求められる市庁舎へのアクセス道路として、都市計画道路3・4・201号高砂植下線の骨格道路の整備を行う。【全体延長L=220m、全体事業費:762百万円、完成時期:令和5年度予定】	令和6年度 完了	-	-	-		
都市計画道路3・4・201号高砂植下線整備事業(3工区)	道路河川課	2-2、2-4、5-5	災害時に防災拠点としての役割が求められる市庁舎へのアクセス道路として、都市計画道路3・4・201号高砂植下線の骨格道路の整備を行う。【全体延長L=110m、全体事業費:1,090百万円、完成時期:令和12年度予定】	物件算定14件、用地買収1件、物件補償1件	用地買収7件、物件補償7件	用地買収8件、物件補償8件	電線共同溝工事		
市道1級2号線道路改良事業	道路河川課	2-2、2-4、5-5	踏切部分が狭く歩道がない状況で、歩行者の安全が確保できないことから、踏切部分の拡幅および取付け道路の整備を行う。【全体延長L=170m、全体事業費:769百万円、完成時期:令和12年度予定】	用地測量	測量、不動産鑑定、土地評価、物件調査	用地買収2件、物件補償2件、電柱移設	道路改良工事		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>③地域交通環境の整備</b>								
佐野市生活路線バス運行支援事業	交通政策課	5-5	市民の移動手段を確保するため、佐野市生活路線バスの路線運営を行う交通事業者への補助金の交付等を行う。	生活路線バスの路線運営を行う交通事業者への補助金交付	生活路線バスの路線運営を行う交通事業者への補助金交付	生活路線バスの路線運営を行う交通事業者への補助金交付	生活路線バスの路線運営を行う交通事業者への補助金交付	●	
バスターミナル指定管理事業	交通政策課	5-5	民間活力を導入して、佐野新都市バスターミナルの運営・管理を行う。	指定管理者による施設の運営・管理	指定管理者による施設の運営・管理	指定管理者による施設の運営・管理	指定管理者による施設の運営・管理		
次世代交通システム調査事業	交通政策課	5-5	MaaSや自動運転等について調査・研究を行い、本市の次世代の公共交通ネットワーク像について検討を行う。	令和5年度 完了	-	-	-		
新モビリティサービス事業計画策定事業	交通政策課	5-5	市内公共交通の交通情報のデータ化、新たな決済手段等及び新たなモビリティサービスの導入を検討し、本市に適したモビリティサービス等の導入に向けた指針となる計画を策定する。	令和7年度 完了	-	-	-	●	
第2次地域公共交通計画策定支援事業	交通政策課	5-5	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定するもので、地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿を明らかにし、本市の持続可能な地域公共交通ネットワークを構築する地域交通に関するマスタープランとなる計画を策定する。	令和7年度 完了	-	-	-		
<b>推進方針</b>	<b>④孤立可能性地区における対策の推進</b>								
自主防災組織育成事業	危機管理課	1-4、2-6	自主防災組織の設立を促進するため防災資機材を貸与するほか、自主防災組織が行う防災訓練等を支援する。	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	●	
防災対策用備蓄事業	危機管理課	1-4、2-6	地域防災計画に基づき最大想定避難者数分の食料を備蓄するほか、防災資機材を備蓄する。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料10,892食、飲料水12,300L等の購入。	最大想定避難者数に対応した備蓄用食料等の購入。食料10,892食、飲料水10,884L等の購入。		
孤立可能性集落対策事業	危機管理課	1-4、2-6	孤立可能性集落(地域)において、災害時における孤立集落対策の強化を図るために必要な資機材・通信手段等を確保する。また、様々な知見を有する大学機関と調査を実施する。	孤立可能性集落が存在する6地区に対し防災倉庫及び、通信機材を設置する。また、大学と共に孤立可能性集落に関する調査を行う。	孤立可能性集落が存在する6地区に対し防災倉庫及び、通信機材を設置する。	-	-		
<b>推進方針</b>	<b>⑤道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保</b>								
災害協定締結推進事業	危機管理課	6-2	災害時に、関係機関(自治体、民間、団体等)の協力を得て、応急・復旧対策ができるように災害協定を締結する。	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結	物資支援等の災害協定締結		
<b>推進方針</b>	<b>⑥自転車活用の推進</b>								
第2次自転車活用推進計画策定事業	交通政策課	5-5	自転車ネットワークの整備方針を示すとともに、健康や環境、観光振興、災害時の活用等、自転車の総合的・計画的な活用策を定める。	第2次計画策定	-	-	-		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策分野	F 国土保全・環境								
施策項目	(1)国土保全								
推進方針	①総合的な治水対策								
自主防災組織育成事業	危機管理課	1-2、4-4	自主防災組織の設立を促進するため防災資機材を貸与するほか、自主防災組織が行う防災訓練等を支援する。	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	●	
洪水・土砂災害ハザードマップ更新事業	危機管理課	1-2、4-4	国や県が新たに公表する洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域を踏まえハザードマップを更新する。	新たな土砂災害警戒区域の公表があった場合に更新する。令和8年度は更新なし。	新たな土砂災害警戒区域の公表があった場合に更新する。	新たな土砂災害警戒区域の公表があった場合に更新する。	新たな土砂災害警戒区域の公表があった場合に更新する。		
普通河川鷲川改修事業	道路河川課	1-2、4-4	普通河川鷲川の流下能力の改善のため、河川改修工事を実施する。	令和6年度 完了	-	-	-		
普通河川菊水川改修事業	道路河川課	1-2、4-4	普通河川菊水川の流下能力の改善のため、河川改修工事を実施する。	令和4年度 完了	-	-	-		
河川維持補修事業	道路河川課	1-2、4-4	準用河川及び普通河川の流下能力の確保のため、浚渫・修繕等の維持管理を行う。	市民からの通報、パトロールにて危険箇所を修繕実施する。	市民からの通報、パトロールにて危険箇所を修繕実施する。	市民からの通報、パトロールにて危険箇所を修繕実施する。	市民からの通報、パトロールにて危険箇所を修繕実施する。		
一般排水路維持補修事業	道路河川課	1-2、4-4	市街地等の浸水対策のため、一般排水路等の修繕等を行う。	市民からの通報、パトロールにて一般排水路等の修繕を実施する。	市民からの通報、パトロールにて一般排水路等の修繕を実施する。	市民からの通報、パトロールにて一般排水路等の修繕を実施する。	市民からの通報、パトロールにて一般排水路等の修繕を実施する。		
田沼地区地域排水整備事業(第1工区)	道路河川課	1-2、4-4	田沼地区の雨水による冠水被害を低減するため、県が施行する排水路の整備費用を負担する。	令和4年度 完了	-	-	-		
田沼地区地域排水整備事業(第2工区)	道路河川課	1-2、4-4	田沼地区の雨水による冠水被害を低減するため、県が施行する排水路の整備費用を負担する。【全体延長 L=1,124m 全体事業費235,053千円(負担金) 事業期間R5年度～R10年度】	工事 L=500m予定、負担金 56,898千円 予定	排水路整備 負担金21,851千円 予定	排水路整備 負担金47,861千円 完成予定	-		
市道道路冠水対策事業	道路河川課	1-2、4-4	下水道課で実施している雨水幹線の整備計画などと整合を図りつつ、道路排水を兼ねた側溝等を整備することで道路冠水や浸水被害の軽減を図る。	側溝等工事 L=180m(富岡町外、奈良刈町)	側溝等工事 L=190m(富岡町外、奈良刈町)	側溝等工事 L=100m	側溝等工事 L=200m		
砂防施設流末排水路整備事業	道路河川課	1-2、4-4	砂防施設の流末排水路を整備し、災害発生の予防及び拡大防止を目的として実施する。【全体事業費423,041千円 対象5排水路 奈良刈一号沢外4 事業期間R3年度～R7年度】	令和7年度からの繰越工事1箇所にて完了予定。	-	-	-		
界地区道路排水路整備事業	道路河川課	1-2、4-4	界地区の雨水による冠水被害を低減するため、県が施行する排水路の整備費用を負担する。【全体延長 L=1,051m 全体事業費194,065千円(負担金) 事業期間R3年度～R10年度】	調整池、雨水幹線整備工事 予定、負担金 81,839千円 予定	雨水幹線整備工事 予定 負担金 44,843千円 予定	雨水幹線整備工事 予定 負担金 26,378千円 完成予定	-		
普通河川等改良事業	道路河川課	1-2、4-4	「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき、災害発生の予防、又は災害の拡大を防止することを目的として実施する。【全体事業費2,487,954千円 対象25河川 駒場川外 事業期間R3年度～R7年度】	R8年度新規普通河川4河川着手。1河川工事発注予定。4河川設計業務委託発注予定。	普通河川3河川整備、その他整備方針にて予定した箇所の業務委託を予定	普通河川2河川整備、その他整備方針にて予定した箇所の工事予定	普通河川2河川整備、その他整備方針にて予定した箇所の工事予定		
普通河川浚渫事業	道路河川課	1-2、4-4	河道の維持管理として堆積土砂を浚渫し、水路機能を確保するため実施する。【全体事業費58,000千円 対象4河川 唐沢川外3 事業期間R5年度～R6年度】	浚渫箇所を検討し、箇所の選定をする。	普通河川浚渫事業を再開させ、浚渫工事を実施する。	計画を立てた箇所の浚渫工事を実施する。	計画を立てた箇所の浚渫工事を実施する。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
公共下水道雨水幹線整備事業	下水道課	1-2、4-4	浸水被害の解消・防止を図るため、雨水幹線及び枝幹線の整備を行う。	公共下水道等で整備した総延長 L=18,625m 整備率 65.3%	公共下水道等で整備した総延長 L=18,735m 整備率 65.7%	公共下水道等で整備した総延長 L=19,321m 整備率 67.7%	公共下水道等で整備した総延長 L=19,815m 整備率 69.4%		【補・交】 防災・安全交付金
排水機場維持管理事業	農政課	1-2、4-4	農地の湛水防除を目的として、佐野市土地改良区が管理する界排水機場及び吾妻排水機場の維持管理費用を負担する。	佐野市土地改良区に維持管理を委託し、費用を負担する。	佐野市土地改良区に維持管理を委託し、費用を負担する。	佐野市土地改良区に維持管理を委託し、費用を負担する。	佐野市土地改良区に維持管理を委託し、費用を負担する。		
防災重点農業用ため池調査事業	農政課	1-2、4-4	防災重点農業用ため池は築造又は改修から相当年数が経過し施設の老朽化が著しく進行しているため、施設の劣化状況や緒元等の詳細情報を把握し、豪雨・地震に対する耐性評価を行い、施設の計画的かつ効果的な防災工事等の推進につなげる。	令和4年度 完了	-	-	-		
防災重点農業用ため池改修事業	農政課	1-2、4-4	「防災重点農業用ため池調査事業」の調査結果に基づき、必要な改修工事を実施する	防災重点農業用ため池9箇所のうち、1箇所について実施計画修正、1箇所について実施設計、2箇所について廃止設計を行う。また、1箇所について改修工事、1箇所について廃止工事を行う。	防災重点農業用ため池9箇所のうち、1箇所について実施計画修正、1箇所について実施設計を行う。また、1箇所について改修工事、2箇所について廃止工事を行う。	防災重点農業用ため池9箇所のうち、1箇所について実施計画修正、1箇所について実施設計を行う。また、2箇所について改修工事を行う。	防災重点農業用ため池9箇所のうち、1箇所について実施設計、1箇所について廃止設計を行う。また、2箇所について改修工事を行う。		
<b>推進方針</b>	<b>②総合的な土砂災害対策</b>								
自主防災組織育成事業	危機管理課	1-3、4-4	自主防災組織の設立を促進するため防災資機材を貸与するほか、自主防災組織が行う防災訓練等を支援する。	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援		●
洪水・土砂災害ハザードマップ更新事業	危機管理課	1-3、4-4	国や県が新たに公表する洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域を踏まえハザードマップを更新する。	新たな土砂災害警戒区域の公表があった場合に更新する。令和8年度は更新なし。	新たな土砂災害警戒区域の公表があった場合に更新する。	新たな土砂災害警戒区域の公表があった場合に更新する。	新たな土砂災害警戒区域の公表があった場合に更新する。		
河川維持補修事業	道路河川課	1-3、4-4	準用河川及び普通河川の流下能力の確保のため、浚渫・修繕等の維持管理を行う。	市民からの通報、パトロールにて危険箇所を修繕実施する。	市民からの通報、パトロールにて危険箇所を修繕実施する。	市民からの通報、パトロールにて危険箇所を修繕実施する。	市民からの通報、パトロールにて危険箇所を修繕実施する。		
急傾斜地崩壊対策参画事業	道路河川課	1-3、4-4	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づき、県が施行する急傾斜地崩壊対策工事費用の一部を負担する。	令和8年度 工事予定箇所 ①鷲ノ宮(仙波町)、②田ノ内(豊代町)	令和9年度 工事予定箇所 ①鷲ノ宮(仙波町)、②田ノ内(豊代町)	令和10年度 工事予定箇所 ①鷲ノ宮(仙波町)、②田ノ内(豊代町)	令和11年度 工事予定箇所 ①鷲ノ宮(仙波町)、②田ノ内(豊代町)		
砂防施設流末排水路整備事業	道路河川課	1-3、4-4	砂防施設の流末排水路を整備し、災害発生の予防及び拡大防止を目的として実施する。【全体事業費423,041千円 対象5排水路 奈良淵一号沢外4 事業期間R3年度～R7年度】	令和7年度からの繰越工事1箇所にて完了予定。	-	-	-		
間伐促進支援事業	農山村振興課	1-3、4-4	間伐推進事業補助金を交付し、森林での間伐を促進する。	間伐推進事業補助金の交付	間伐推進事業補助金の交付	間伐推進事業補助金の交付	間伐推進事業補助金の交付		
森林経営管理事業	農山村振興課	1-3、4-4	森林経営管理法に基づき森林資源の適切な管理を推進する。	森林経営管理権集積計画作成及び間伐区域の測量	森林経営管理権集積計画作成、間伐区域の測量及び間伐	経営管理意向調査、間伐区域の測量及び間伐	森林経営管理権集積計画作成及び間伐		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策項目	(2)環境								
推進方針	①災害廃棄物等の処理体制の整備								
みかもクリーンセンター施設維持管理事業(旧:みかもクリーンセンター維持管理事業)	衛生施設課	4-2、6-3	一般廃棄物が適切に処理できるよう、みかもクリーンセンターを適正に維持管理する	不具合箇所の早期修繕の実施する。設備機器の入れ替えを行う。	不具合箇所の早期修繕の実施する。設備機器の入れ替えを行う。	不具合箇所の早期修繕の実施する。設備機器の入れ替えを行う。	不具合箇所の早期修繕の実施する。設備機器の入れ替えを行う。		
葛生清掃センター維持管理事業	衛生施設課	4-2、6-3	一般廃棄物が適切に処理できるよう、葛生清掃センターを適正に維持管理する	不具合箇所の早期修繕の実施する。設備機器の入れ替えを行う。	不具合箇所の早期修繕の実施する。設備機器の入れ替えを行う。	不具合箇所の早期修繕の実施する。設備機器の入れ替えを行う。	不具合箇所の早期修繕の実施する。設備機器の入れ替えを行う。		
不法投棄対策事業	環境政策課	4-2、6-3	ごみの適正処理に向けた不法投棄防止の啓発・対策(監視カメラ、看板等の設置)、廃棄物監視員による監視を行う。	継続的に廃棄物監視員によるパトロールや環境衛生委員協議会の不法投棄対策部会及び町会と連携した不法投棄防止対策を実施し、災害時にも対応できる体制を維持する。	継続的に廃棄物監視員によるパトロールや環境衛生委員協議会の不法投棄対策部会及び町会と連携した不法投棄防止対策を実施し、災害時にも対応できる体制を維持する。	継続的に廃棄物監視員によるパトロールや環境衛生委員協議会の不法投棄対策部会及び町会と連携した不法投棄防止対策を実施し、災害時にも対応できる体制を維持する。	継続的に廃棄物監視員によるパトロールや環境衛生委員協議会の不法投棄対策部会及び町会と連携した不法投棄防止対策を実施し、災害時にも対応できる体制を維持する。		
みかもクリーンセンター破砕屑処理委託事業費	環境政策課	4-2、6-3	みかもクリーンセンターでリサイクル処理した時に発生した破砕屑及びビン残渣の最終処分を委託する。災害発生時についても、破砕くず等を適正に処理する。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。		
みかもクリーンセンターばいじん等処理委託事業	環境政策課	4-2、6-3	みかもクリーンセンターで焼却処理したばいじん及び焼却不燃残渣の最終処分を委託する。災害発生時についても、ばいじん等を適正に処理する。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。		
葛生清掃センター焼却灰等処理委託事業	衛生施設課	4-2、6-3	葛生清掃センターで焼却処理した災害ごみより発生したばいじん及び焼却灰の最終処分を委託する。災害発生時についても、ばいじん等を適正に処理する。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。	災害が発生した際、災害ごみを適正に処理できる体制の構築に向け、収集場所、運搬ルートの設定、必要な資機材の事前確保などを進める。		
推進方針	②有機物質等の拡散・流出対策								
水質保全事業	環境政策課	4-2、6-6	市内の河川の水質調査(通月調査、精密調査)や地下水の水質汚染調査を行い、生活に身近な水環境を監視する。	年6回の通月調査、年2回の精密調査による河川水の水質調査を行う。市内41か所の井戸水の調査による地下水の監視を行う。	年6回の通月調査、年2回の精密調査による河川水の水質調査を行う。市内41か所の井戸水の調査による地下水の監視を行う。	年6回の通月調査、年2回の精密調査による河川水の水質調査を行う。市内41か所の井戸水の調査による地下水の監視を行う。	年6回の通月調査、年2回の精密調査による河川水の水質調査を行う。市内41か所の井戸水の調査による地下水の監視を行う。	●	
生活環境保全事業	環境政策課	4-2、6-6	県が実施する特定施設の公害パトロールに参加し、合同で立入検査をすることで有害物質を保有している事業者の情報等を共有し、指導と監視を行う。有害物質流出時の対応についての研修に参加し、県、市の役割分担等の共有を図る。	県と合同で年30件の立入検査を行い、指導等を実施することで、事故等の未然防止を図る。有害物質流出時の対応についての研修に参加し、事故等発生時に速やかな対応が取れるようにする。	県と合同で年30件の立入検査を行い、指導等を実施することで、事故等の未然防止を図る。有害物質流出時の対応についての研修に参加し、事故等発生時に速やかな対応が取れるようにする。	県と合同で年30件の立入検査を行い、指導等を実施することで、事故等の未然防止を図る。有害物質流出時の対応についての研修に参加し、事故等発生時に速やかな対応が取れるようにする。	県と合同で年30件の立入検査を行い、指導等を実施することで、事故等の未然防止を図る。有害物質流出時の対応についての研修に参加し、事故等発生時に速やかな対応が取れるようにする。	●	

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>③下水道処理施設の整備</b>								
公共下水道汚水整備事業	下水道課	2-3、5-4	下水道計画区域の汚水管渠整備(新設)を行う。	汚水管渠の整備 整備面積 11.4ha	汚水管渠の整備 整備面積 12.4ha	汚水管渠の整備 整備面積 12.4ha	汚水管渠の整備 整備面積 12.4ha		
下水道管渠維持管理事業	下水道課	2-3、5-4	公共下水道の管渠、人孔(マンホール)、マンホールポンプ場が常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	・管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕	・管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕	・管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕	・管渠の清掃、管渠内部カメラ調査、マンホールや公共樹の修繕		
下水道管路ストックマネジメント事業	下水道課	2-3、5-4	適正な点検・調査によって管路等の状態を把握し、管路等の修繕・改築工事を行うことにより不具合発生を未然に防止し、管路の安全性の確保及び良好な状態を維持する。これによりライフサイクルコストの低減を図る。	管路施設点検業務委託、管路施設調査業務委託、管路診断計画業務委託、マンホール蓋改築工事、管路改築工事、他修繕工事等	管路施設点検業務委託、管路施設調査業務委託、管路診断計画業務委託、マンホール蓋改築工事、管路改築工事、他修繕工事等	管路施設点検業務委託、管路施設調査業務委託、管路診断計画業務委託、マンホール蓋改築工事、管路改築工事、他修繕工事等	管路施設点検業務委託、管路施設調査業務委託、管路診断計画業務委託、マンホール蓋改築工事、管路改築工事、他修繕工事等		【補・交】 防災・安全交付金
農業集落排水維持管理事業	下水道課	2-3、5-4	農業集落排水の処理場、管渠、人孔(マンホール)、マンホールポンプ場が常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	R5、農業集落排水(常盤地区)を公共下水道へ統合。	-	-	-		
中継ポンプ場維持管理事業	下水道課	2-3、5-4	中継ポンプ場が常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	中継ポンプ場運転操作。中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検。修繕及び更新工事	中継ポンプ場運転操作。中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検。修繕及び更新工事	中継ポンプ場運転操作。中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検。修繕及び更新工事	中継ポンプ場運転操作。中継ポンプ場電気・機械設備等の保守点検。修繕及び更新工事		
中継ポンプ場ストックマネジメント事業	下水道課	2-3、5-4	中継ポンプ場機械・電気設備の改築更新、施設の耐震化等を行う。	・秋山川中継ポンプ場の自家発電設備の基本設計	・秋山川中継ポンプ場の改築工事の詳細設計	・秋山川及び伊勢山中継ポンプ場の耐震及び改築工事	・秋山川及び伊勢山中継ポンプ場の耐震及び改築工事		【補・交】 防災・安全交付金
水処理センター維持管理事業	下水道課	2-3、5-4	水処理センターが常時正常に機能するように、施設の維持管理を行う。	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事	水処理センター等運転操作、電気及び機械設備等の保守点検、放流水等の水質管理、下水汚泥等の廃棄物管理、修繕及び更新工事		
水処理センターストックマネジメント事業	下水道課	2-3、5-4	水処理センター電気・機械設備の改築更新、施設の耐震化等を行う。	水処理センター増設工事(5-2系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センターストックマネジメント改築工事詳細設計(3系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センター耐震工事詳細設計(主流入渠)、水処理センター耐震工事詳細設計(送風機棟)、水処理センター耐水化工事	水処理センターストックマネジメント改築工事(3系水処理設備:電気及び機械設備、主流入渠)、水処理センターストックマネジメント改築工事詳細設計(4系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センター耐震工事(主流入渠)、水処理センター耐震工事詳細設計(汚泥処理棟)	水処理センターストックマネジメント改築工事(3系水処理設備:電気及び機械設備、主流入渠)、水処理センターストックマネジメント改築工事詳細設計(4系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センター耐震工事(主流入渠)、水処理センター耐震工事(送風機棟)	水処理センターストックマネジメント改築工事(4系水処理設備:電気及び機械設備)、水処理センターストックマネジメント改築工事詳細設計(送風機棟:電気及び機械設備)、水処理センター耐震工事(送風機棟)、		【補・交】 防災・安全交付金
合併処理浄化槽設置整備事業	環境政策課	2-3、5-4	生活排水処理構想・基本計画に基づき、下水道事業計画区域外において補助金を交付し合併処理浄化槽への転換を促進する。	浄化槽設置費補助金を70件交付し、合併処理浄化槽への転換を促進する。	浄化槽設置費補助金を70件交付し、合併処理浄化槽への転換を促進する。	浄化槽設置費補助金を70件交付し、合併処理浄化槽への転換を促進する。	浄化槽設置費補助金を70件交付し、合併処理浄化槽への転換を促進する。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策分野	G 地域防災								
施策項目	(1)地域防災								
推進方針	①防災意識の高揚、防災教育の実施								
自主防災組織育成事業	危機管理課	1-1、1-2、1-3、1-4	自主防災組織の設立を促進するため防災資機材を貸与するほか、自主防災組織が行う防災訓練等を支援する。	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	●	
地域防災士育成事業	危機管理課	1-1、1-2、1-3、1-4	防災士の資格取得を支援し、スキルアップ研修を行うなど、人材の育成を図る。	防災士10名の資格取得を支援。スキルアップ研修を実施し人材育成を図る。	防災士10名の資格取得を支援。スキルアップ研修を実施し人材育成を図る。	防災士10名の資格取得を支援。スキルアップ研修を実施し人材育成を図る。	防災士10名の資格取得を支援。スキルアップ研修を実施し人材育成を図る。	●	
地域防災フェスタ支援事業	消防本部総務課	1-1、1-2、1-3、1-4、2-1	地域防災4機関が互いに連携・協力し、各機関の役割や強みを生かした創意工夫による各種防災体験や展示を通して、市民が防災活動に触れ、学び、考える機会を創設する。	地域防災フェスタの開催	-	地域防災フェスタの開催	-		
応急手当普及啓発事業	消防本部警防課	1-1、1-2、1-3、1-4	市民や通勤通学者に対し、応急手当や救命処置の必要性・重要性を啓発し、応急手当や心肺蘇生法の習得をしてもらえるよう、救急講習を実施する。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。		
佐野市女性防火クラブ支援事業	消防本部予防課	1-1	家庭における火災予防の普及徹底ならびに防火思想の向上を図るため、佐野市女性防火クラブの活動を支援する。	佐野市女性防火クラブの事務局として、火災予防啓発活動等の各事業運営や連絡調整を行う。	佐野市女性防火クラブの事務局として、火災予防啓発活動等の各事業運営や連絡調整を行う。	佐野市女性防火クラブの事務局として、火災予防啓発活動等の各事業運営や連絡調整を行う。	佐野市女性防火クラブの事務局として、火災予防啓発活動等の各事業運営や連絡調整を行う。		
佐野市幼年少年少女防火委員会運営事業	消防本部予防課	1-1	保育園、幼稚園及び小学校等において消防クラブを結成し、防火防災教育を行う。	火災予防街頭広報、花火教室等の防火防災教育、クラブ員育成研修を行う。消防団表彰式及び出初式に参加する。	火災予防街頭広報、花火教室等の防火防災教育、クラブ員育成研修を行う。消防団表彰式及び出初式に参加する。	火災予防街頭広報、花火教室等の防火防災教育、クラブ員育成研修を行う。消防団表彰式及び出初式に参加する。	火災予防街頭広報、花火教室等の防火防災教育、クラブ員育成研修を行う。消防団表彰式及び出初式に参加する。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
<b>推進方針</b>	<b>②地域防災力の向上策</b>								
自主防災組織育成事業	危機管理課	1-1、1-2、1-3、1-4	自主防災組織の設立を促進するため防災資機材を貸与するほか、自主防災組織が行う防災訓練等を支援する。	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	●	
地域防災士育成事業	危機管理課	1-1、1-2、1-3、1-4	防災士の資格取得を支援し、スキルアップ研修を行うなど、人材の育成を図る。	防災士10名の資格取得を支援。スキルアップ研修を実施し人材育成を図る。	防災士10名の資格取得を支援。スキルアップ研修を実施し人材育成を図る。	防災士10名の資格取得を支援。スキルアップ研修を実施し人材育成を図る。	防災士10名の資格取得を支援。スキルアップ研修を実施し人材育成を図る。	●	
佐野市防災士連絡会支援事業	危機管理課	1-1、1-2、1-3、1-4	防災士の知識及び技能の習得や会員相互の連携、地域の自主防災活動の活性化の支援を目的として、平成30年7月に設立された佐野市防災士連絡会の初動活動(4年間)を支援する。	地域防災士育成事業に統合	-	-	-		
地域防災フェスタ支援事業	消防本部総務課	1-1、1-2、1-3、1-4、2-1	参加機関の役割や活動内容の理解促進による将来の担い手育成と、関係機関同士の顔の見える関係の構築及び相互理解、並びに協力体制の構築により、地域防災力の向上を図る。	地域防災フェスタの開催	-	地域防災フェスタの開催	-		
消防団活動事業	消防本部総務課	2-1	火災予防・警戒、災害対応などの消防団活動に必要な支援を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。	火災予防運動期間中の夜警、防火講習、町会行事の火災予防警戒等を行う。		
消防団被服整備事業	消防本部総務課	2-1	統一した被服を貸与することで、消防団組織の強化融合と団員の士気高揚を図る。	災害現場の活動で必要となる被服を適宜配備する。	災害現場の活動で必要となる被服を適宜配備する。	災害現場の活動で必要となる被服を適宜配備する。	災害現場の活動で必要となる被服を適宜配備する。		
消防団活性化推進事業	消防本部総務課	1-1、1-2、1-3、1-4、2-1	消防団活性化推進基本計画を策定・推進し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。	年度ごとの取組方針に基づく施策の実行及び効果の検証、並びに見直し再編計画に基づく新体制への移行準備	年度ごとの取組方針に基づく施策の実行及び効果の検証、並びに見直し再編計画に基づく新体制への移行準備	年度ごとの取組方針に基づく施策の実行及び効果の検証、並びに見直し消防団活性化推進基本計画の第2期計画の策定準備	年度ごとの取組方針に基づく施策の実行及び効果の検証、並びに見直し消防団活性化推進基本計画の第2期計画の策定		
応急手当普及啓発事業	消防本部警防課	1-1、1-2、1-3、1-4	市民や通勤通学者に対し、応急手当や救命処置の必要性・重要性を啓発し、応急手当や心肺蘇生法の習得をしてもらえるよう、救急講習を実施する。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。	市民や通勤通学者に対して、応急手当や心肺蘇生法に関する救命講習会を開催し、応急手当普及啓発活動を行う。		
<b>施策項目</b>	<b>(2)地域防犯</b>								
<b>推進方針</b>	<b>①防犯体制の強化</b>								
防犯対策・意識啓発事業	危機管理課	2-1、3-1	佐野市安全で安心なまちづくり条例に基づき、市民の防犯意識を高めるための広報活動等を行うほか、犯罪者の流入抑止等を目的として、市内の主要幹線道路上で防犯効果の高い場所を選定し、街頭防犯カメラを設置する。	広報活動を継続して実施する。街頭防犯カメラを適正に運用する。	広報活動を継続して実施する。街頭防犯カメラを適正に運用する。	広報活動を継続して実施する。街頭防犯カメラを適正に運用する。	広報活動を継続して実施する。街頭防犯カメラを適正に運用する。		
防犯灯設置支援事業	危機管理課	2-1、3-1	夜間の犯罪を抑制するため、佐野市防犯協会へ防犯灯設置等の支援を行う。	新規設置及び電気料補助を引き続き実施する。	新規設置及び電気料補助を引き続き実施する。	新規設置及び電気料補助を引き続き実施する。	新規設置及び電気料補助を引き続き実施する。		

事業名	担当部署	関連事態	事業概要	各年度の実施事項・取組結果 ※ハード事業については、整備箇所・区間・費用等を必要に応じて記載				戦略	備考
				R8取組内容	R9取組内容	R10取組内容	R11取組内容		
施策項目	<b>(3)地域福祉</b>								
推進方針	<b>①要配慮者対策</b>								
防災対策用備蓄事業	危機管理課	2-4	地域防災計画に基づき最大想定避難者数分の食料を備蓄するほか、防災資機材を備蓄する。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料10,892食、飲料水12,300L等の購入。	最大想定避難者数に対応した備蓄用食料等の購入。食料10,892食、飲料水10,884L等の購入。		
自主防災組織育成事業	危機管理課	2-1	自主防災組織の設立を促進するため防災資機材を貸与するほか、自主防災組織が行う防災訓練等を支援する。	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	自主防災組織の新規組織化、防災資機材貸与、防災訓練等の支援	●	
避難行動要支援者対策事業	社会福祉課	2-1	災害対策基本法に規定される避難行動要支援者の名簿を作成し、避難支援等関係者との情報共有を推進する。	新規対象者及び前年度までの未同意者に対し情報提供の同意確認を実施する。個別避難計画作成に協力していただく民生委員児童委員への説明のため15地区の定例会に出席し説明会を実施する。完成した名簿を避難支援等関係者へ配布する。	新規対象者の名簿を追加する。個別避難計画作成に協力していただく民生委員児童委員への説明のため15地区の定例会に出席し説明会を実施する。完成した名簿を避難支援等関係者へ配布する。	新規対象者の名簿を追加する。個別避難計画作成に協力していただく民生委員児童委員への説明のため15地区の定例会に出席し説明会を実施する。完成した名簿を避難支援等関係者へ配布する。	新規対象者及び前年度までの未同意者に対し情報提供の同意確認を実施する。個別避難計画作成に協力していただく民生委員児童委員への説明のため15地区の定例会に出席し説明会を実施する。完成した名簿を避難支援等関係者へ配布する。		
施策項目	<b>(4)地域活動</b>								
推進方針	<b>①ボランティアの活動体制の強化</b>								
市民協働啓発推進事業	市民生活課	6-2	市民活動と協働に関する理念や具体的活動事例などを、広報紙、市ホームページ、講演会や講座などを通じて周知する。	社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座を実施する。	社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座を実施する。	社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座を実施する。	社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座を実施する。		
市民活動センター指定管理事業	市民生活課	6-2	民間活力を導入して、ボランティアやNPO等の市民活動の交流拠点施設である市民活動センターの管理・運営を行う。	ボランティアやNPO等の市民活動を支援する活動拠点として市民活動センターの運営の支援をする。	ボランティアやNPO等の市民活動を支援する活動拠点として市民活動センターの運営の支援をする。	ボランティアやNPO等の市民活動を支援する活動拠点として市民活動センターの運営の支援をする。	ボランティアやNPO等の市民活動を支援する活動拠点として市民活動センターの運営の支援をする。		
推進方針	<b>②外国人対応</b>								
防災対策用備蓄事業	危機管理課	2-4、2-5	地域防災計画に基づき最大想定避難者数分の食料を備蓄するほか、防災資機材を備蓄する。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料12,100食、飲料水12,300L等の購入。	想定避難者数の増加に対応した備蓄用食料等の購入。食料10,892食、飲料水12,300L等の購入。	最大想定避難者数に対応した備蓄用食料等の購入。食料10,892食、飲料水10,884L等の購入。		
防災対策事業	危機管理課	2-4、2-5	地域防災計画等の見直しのほか、防災・気象情報メールの運用、避難所と災害対策本部との情報共有システムの構築、避難所案内看板等の整備を行う。	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	地域防災計画の修正、防災・気象情報メール・情報共有システムの運用、避難所案内看板等改修	●	
国際交流協会支援事業	広報ブランド推進課	6-5	市民の国際化の促進と国際理解の推進を図るため、国際交流協会に補助金を交付し、運営の支援を行う。	通訳・翻訳登録者が災害時、迅速に対応できるよう、市国際交流協会の体制づくりを支援する。	通訳・翻訳登録者が災害時、迅速に対応できるよう、市国際交流協会の体制づくりを支援する。	通訳・翻訳登録者が災害時、迅速に対応できるよう、市国際交流協会の体制づくりを支援する。	通訳・翻訳登録者が災害時、迅速に対応できるよう、市国際交流協会の体制づくりを支援する。		
外国人相談窓口設置事業	市民生活課	6-5	市内居住外国人の相談を受けるため、翻訳機を導入するほか、通訳の派遣を依頼して対応する。	ポータブル多言語翻訳機を配備。多言語版チラシの作成及び必要に応じ通訳派遣を依頼する。	ポータブル多言語翻訳機を配備。多言語版チラシの作成及び必要に応じ通訳派遣を依頼する。	ポータブル多言語翻訳機を配備。多言語版チラシの作成及び必要に応じ通訳派遣を依頼する。	ポータブル多言語翻訳機を配備。多言語版チラシの作成及び必要に応じ通訳派遣を依頼する。	●	